

令和8年第5回大木町議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日 令和8年9月3日（木） 午前9時30分開議

2. 招集場所 大木町役場議会議場

3. 出席議員

1 番	山 田 貴 大	2 番	徳 永 卓 也
3 番	益 田 富 啓	5 番	深 町 敏 生
6 番	田 中 一 成	8 番	原 田 勝
9 番	古 賀 靖 子	10 番	益 田 隆 一
11 番	古 賀 知 文	12 番	中 島 宗 昭
13 番	中 島 和 正		

4. 欠席議員 なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	広 松 栄 治	健康課長	中 尾 実世子
副町長	長 瀬 光 市	福祉課長	杉 美輝代
教育長	徳 永 裕	建設水道課長	石 橋 一 昭
総務課長	池 末 行 成	産業振興課長	荒 巻 尊 己
会計課長	的 場 哲 也	農業委員会事務局長	鶴 岡 寛 士
企画財政課長	川 村 九州生	環境課長	野 田 順 克
地域づくり課長	野 口 英 幸	こども未来課長	北 島 秀 啓
税務町民課長	久良木 晃 秀		

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 中村 和也

7. 議案の題目

①会期の決定について

②町長の挨拶

③一般質問

④大木町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

⑤大木町公告式条例の一部を改正する条例の制定について

- ⑥大木町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑦大木町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑧大木町有水路水面使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑨大木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑩大木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑪大木町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑫令和 7 年度大木町一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑬令和 7 年度大木町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑭令和 7 年度大木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑮令和 7 年度大木町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- ⑯令和 8 年度大木町一般会計補正予算（第 4 号）について
- ⑰令和 8 年度大木町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- ⑱バイオガスコージェネレーション設備改修工事請負契約の締結について
- ⑲令和 7 年度大木町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- ⑳株式会社大木町健康づくり公社経営状況報告について
- ㉑一般社団法人サスティナブルおおき経営状況報告について
- ㉒一般財団法人ひしのみ国際交流センター経営状況報告について
- ㉓大木町議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について
- ㉔大木町議会常任委員会の閉会中の継続調査の申出について
- ㉕諸般の報告について
- ㉖会議録署名議員の指名について

8. 議事

○議長

皆様、おはようございます。令和8年第5回大木町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。まず、7月28日に発生しました熊本地震について申し上げます。この地震では、すでに皆様もご承知の通り、熊本県内を中心に甚大な被害が発生し、多くの尊い命が奪われました。お亡くなりになられた方々とご遺族に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災されたすべての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。現在も避難生活を余儀なくされている方々がおられることから1日も早い復旧復興と、被災された皆様の生活が平穏を取り戻されますことを心から願うものであります。さて、9月に入り、暦の上では秋を迎えましたが、まだまだ厳しい暑さが続いております。皆様におかれましては、引き続き、体調管理には十分ご留意いただきたいと思います。そうした中、議員各位におかれましては、公私ともにご多忙のところご出席いただき、厚く御礼申し上げます。今定例会には多岐にわたり議案が提出されております。中でも令和7年度決算を審議する重要な議会でもあります。委員各位におかれましては、慎重かつ活発な審議を尽くされ、さらなる町政の発展、住民福祉の向上のため、ご尽力をいただきますようお願い申し上げます。また、今定例会では、会期中を通して議員の皆さん、執行部の皆様とともにさるこいフェスタロゴ入りシャツを着用いただいております。9月に入っても続く猛暑対策の一環であるとともに、11月8日日曜日に開催されます大木さるこいフェスタ2026が記念すべき第20回目の開催を迎えることから、その節目の開催を町内外の皆様に広くアピールし、開催を盛り上げていきたい

と思っております。議会といたしましても、こうした地域の大切なイベントを応援するとともに、大木町の魅力を町内外へ発信していきたいと考えております。最後に、先ほども述べましたとおり、これからの時期は台風や豪雨シーズンでもあり、まだまだ厳しい暑さが続きますので、町民の皆様には防災意識を一層高められ、引き続き熱中症予防など体調管理には、十分ご留意くださいますようお願い申し上げまして、開会にあたってのご挨拶といたします。ただいまの出席議員 11 名、従いまして定足数に達し、定刻を過ぎましたので、議会は成立いたします。ただいまから令和 8 年第 5 回大木町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。なお、本日は堤代表監査委員に出席をお願いしております。

日程第 1、会期の決定について、を議題といたします。去る 8 月 25 日、議会運営委員会が開催されましたので委員長の報告を求めます。中島和正委員長。

○議会運営委員会委員長

皆様、改めましておはようございます。議会運営委員会の報告をいたす前に、この機会を利用して 1 点、皆様にご報告を申し上げたいと思います。実は、本町代表監査委員でもあります堤賢哲氏が、8 月 7 日に開催をされました福岡県監査委員協議会総会におきまして、同協議会の副会長として承認がなされております。これから大変な重責を担われる堤代表に心からエールを送らせてい

ただきますとともに、本町の監査業務におきましても、その職権を十二分に発揮をされ、業務の充実に寄与されますこと、心からお願いを申し上げたいと思います。堤代表、よろしく願いいたします。それでは、議会運営委員会の協議結果をご報告いたします。去る8月25日、議会運営委員会を開催し、令和8年9月定例会の議事日程等につきまして協議をいたしました結果、会期を本日より9月18日までの16日間と決定をいたしておりますので、議員各位には重ねてご協力をお願いし、委員長報告といたします。

○議長

お諮りいたします。委員長の報告のとおり、会期を本日から9月18日までの16日間と決定することにご異議ありませんか。

異議なし

ご異議なしと認めます。したがって、日程第1、会期の決定については、本日から9月18日までの16日間と決定いたしました。委員長、ご報告ありがとうございました。ここで議案審議に入る前に町長の挨拶を許します。広松町長。

○町長

皆様、改めましておはようございます。今日は、議員さんたち、カラフルなポロシャツで。はい、なんか落ち着いている感じになっておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、令和8年第5回大木町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日ここに本定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。はじめに、この度、令和8年熊本地震によりまして、多くの方々がお亡くなりになりました。謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、令和8年8月、千葉県豪雨や北陸地方の記録的な大雨など、国内各地で大規模な災害が相次いでおります。これらの災害により被害に見舞われました皆様にも心よりお見舞いを申し上げます。被災されました地域の1日も早い復旧復興と、皆様が平穏な暮らしを取り戻されますことを心からお祈りを申し上げます。次に令和8年の熊本地震についてご報告いたします。本町での取り組みについて、でございますが、被災地や関係機関からの情報収集に努めておりまして、福岡県、また福岡県町村会などと連携しまして、現地の要請やニーズに応じた支援を行うことを基本として行っております。現時点では職員4名が被災地へ派遣をしております。また、今回上程しております一般会計補正予算におきまして、熊本地震災害義援金200万円を計上しております。また、庁舎、玄関、図書情報センター、そして大溝コミセンの方にも義援金を設置しているところでございま

す。今後も人的支援を含め、被災地が必要とする支援を迅速かつ確実に行ってまいります。今後も被災地に心を寄せながら、本町自身の災害対応力と備蓄体制の強化にも引き続き取り組んでまいります所存です。さて、9月を迎えましたが、なかなか厳しい暑さが続いております。議員、各位、並びに町民の皆様におかれましては、熱中症など十分にご注意いただき、健やかにお過ごしいただきたいと存じます。一方、本町を含む筑後地域におきましては、梅雨明け以降まとまった雨が少なく、渇水や農産物への影響が懸念される状況が続いております。本町といたしましても、河川やクリークや水道水源などの状況を注視し、関係機関と連携しながら、必要な対応を進めてまいりたいというふうに考えております。町民の皆様におかれましては、日常生活に支障のない範囲で、節水と水の有効利用にご協力お願いをいたします。同時に、これからは台風や集中豪雨への警戒も一層強める時期でもございます。雨が降らず、水不足が懸念される一方で、ひとたび線状降水帯が発生すれば、短時間で浸水被害に至る可能性がございます。災害はいつ、どこで、どのような形で起きるかわかりません。豪雨や地震だけでなく、猛暑や渇水も含め、日頃から備えておくことの重要性を改めて強く感じております。町民の皆様の生命と暮らしを守ることを最優先に、気象情報の迅速な把握と伝達、避難体制の確認、関係機関との連携など、災害への備えに万全を期してまいります。次に、令和7年度決算について申し上げます。一般会計の歳入総額は102億3367万円。歳出総額は96億8832万5千円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収

支は4億2457万7千円の黒字となりました。町債残高は39億7161万5千円で、前年度末から4951万4千円減少し、基金残高は64億8140万3千円で7億2954万7千円増加をしております。また、経常収支比率につきましても82.8%となり、県内自治体や類似団体の平均を下回る水準を維持することができました。

こうした数字は、町税収入の増加や普通交付税の追加交付、そして何より本町を応援してくださる多くの皆様からのふるさと納税に支えられた結果であります。令和7年度は、予約制ええ乗り合いタクシーの運行開始、地域おこし協力隊を活用した地域活性化、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援、学校給食費の完全無償化、火葬場安らぎ園や大溝小学校校舎の改修など、暮らしに直結する施策と将来への備えを着実に進めてまいりました。

限られた財源の中で知恵を絞り、町民生活を守りながら必要な投資を1つずつ積み重ねてきた成果であると受け止めています。しかし、決算が黒字であり、基金が増えたからといって、本町の財政に十分な余裕があると楽観することはできません。基金の増加には、使途の定められた寄附金の積み立ても大きく含まれており、自由に使える財源が同じように増えたということではありません。また、社会保障をはじめとする義務的経費は増加を続け、老朽化した公共施設の維持改修にも今後多額の財源が必要となります。人口減少が進む中、国の制度や外部財源に、過度に依存することなく、自主財源を確実に将来世代に過大な負担を先送りしない財政運営が求められていると思っています。令和9年度を最終年度とする中期財政計画の完遂に向け、できることと、今はで

きないことを明確にし、事業の必要性と効果を丁寧に見極めてまいります。派手さや一時的な成果を追うものではなくて、人口が減少する時代にあっても、町民の皆様の暮らしの質を守り、次の世代へ持続可能な大木町を引き継ぐ。この責任を常に念頭に置き、引き続き堅実で健全な財政運営に努めてまいります。少し話が変わりますが、一昨日、大木中学校の3年生を対象とした特別授業、当日も特別授業のティーチャーとして2時間ありがとうございました。私は行政とまちづくりということで、2時間の時間をいただきまして、授業を行わせていただきました。その一端と私自身が感じたことを、少しお話をさせていただきます。授業では、どこよりも丁寧なまちづくりということで、テーマに生徒の皆さんに、もし行政がなかったら私たちの暮らしはどうなるか。そして限られた1億円の予算を子育て、産業環境にどのように配分するかを町長になったつもりで考えていただきました。法令を守ること、公平性や安全性を確保することは、行政として当然の前提であること、その上で、限られた財源を何に優先して使うのかという政策判断には、必ずしも1つの正解があるわけでないことを、生徒の皆さんにお伝えをしたところです。どの選択にもそれぞれ理由がある一方で、選ばなかったものやできないことも生まれます。

だからこそ、なぜその政策判断をしたのかを説明することが重要であると、私自身も生徒の皆さんとともに改めて学んだ時間となりました。これは実際の行政運営も同じだと思います。行政には、政策や予算の内容、判断の理由をわかりやすく伝える説明責

任があり、決定した以上は、その結果を引き受ける結果責任があります。さらに、結果を検証し、必要であれば見直すところまでが行政の責任であると考えます。この説明責任と結果責任を果たすことが、行政の信頼の土台となると考えています。そして、民主主義は行政や議会だけで成り立つものではありません。町のことを知り、異なる意見に耳を傾け、自分の考えを伝え、主により良い答えを探していくこと、その一人ひとりの積み重ねによって成り立つものが民主主義ではないかというふうに感じています。

中学生の皆さんに対しても、将来1票を持つ有権者とあると同時に、今この瞬間から大木町のまちづくりを担う大切な一員であることをお伝えしたところです。今回の授業では、若い世代が行政や民主主義を自分ごととして考える機会であると同時に、私たち行政にとっても、町政の原点を確かめる重要な機会となりました。これからも町民の皆様を選択肢を示し、将来まで続けられる形を共に作るまちづくりを進めてまいります。今後さらに求められるのが、全世代参加型の丁寧なまちづくりだと考えています。

このことは、令和10年度から始まる新たな自治総合計画の策定において大切な柱となるものと考えています。これまでのように行政が作り、行政が計画を作り、町民の皆様にお示しするだけでなく、広報おおき9月号でお伝えしましたおおき未来会議、校区協議会、おおき未来産業会議などを通じて、中学生、高校生、大学生、地域住民、農業者、商工事業者をはじめ、多様な立場の皆様が、10年後の大木町をともに考え、語り合い、提案する。その声を計画に反映し、実際の行動につなげていくことを目指してま

いりたいと考えています。そして、まちづくりの取り組みについては、議会の力が欠かせません。議会には、行政を監視・チェックする役割とともに、町民の代表として地域に出向き、多様な声をきき、自らの考えを示し、議論を通じて政策をより良いものへ磨き上げていく役割がございます。さらに、町が提案する条例や予算などについて熟議し、その賛否を決め、町の重要な意思決定を担う唯一の議決機関でございます。行政と議会が二元代表制のもと、それぞれの立場と役割において説明責任と結果責任を果たし、時には厳しい議論をしながら、町民の暮らしと大木町の未来について共に一步を踏み出す。そういった姿勢こそが、全世代参加型の丁寧なまちづくりであり、これからの大木町を前へ進めていく力になるものと確信をしております。さて、本定例会に提案しております案件について、でございます。条例の一部を改正7件、令和7年度一般会計及び各特別会計等の歳入歳出決算の認定4件、令和8年度一般会計及び国民健康保険特別会計の補正予算2件、バイオガスコージェネレーション設備改修工事に係る請負契約の締結1件の、合わせて14件でございます。このほか、令和7年度の健全化判断比率及び資金不足比率の報告並びに株式会社大木町健康づくり公社、一般社団法人サステイナブルおおき、一般財団法人ひしのみ国際交流センターの経営状況に関する報告4件を提出いたします。特に決算審査は、町民の皆様からお預かりした貴重な財源がどのように財政運営に生かされ、何が町民生活の向上につながり、どこに課題が残ったのかを検証していただく重要な機会であります。単に予算を執行したかどうかではな

く、事業がどのような成果を生み、将来にわたり持続可能なまちづくりにどうつながったのかという視点を大切に、議会でのご意見を今後の行政運営にしっかりと反映させてまいりたいと考えています。各議案の内容につきましては、後ほどそれぞれご説明申し上げます。議員各位におかれましては、会期中、慎重かつ活発なご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げ、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。今回もどうぞよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。町長の挨拶を終わります。

日程第3、最初に議案第56号から。議案第69号までの14件を一括上程いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。広松町長。

○町長

議案第56号から第69号までの提案理由を一括して申し上げます。まず、議案第56号大木町公告式条例の一部を改正する条例の制定については、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、改正後の地方税法において、アナログ規制の見直しの一環として、インターネットを利用する方法が法的に位置づけられたことを受け、确实かつ迅速な情報提供を可能とし、住民の利便性向上を図るため、この条例を制定しようとするものであり

ます。次に、議案第 57 号大木町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるため、この条例を制定しようとするものであります。次に、議案第 58 号大木町印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行により、在留外国人の求めに応じ、個人番号カードとしての機能が付加された在留カードまたは特別永住者証明書を発行することが可能になることに伴い、当該カードを利用してコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末と端末機等にて印鑑登録証明の交付申請ができるようにする必要があるため、この条例を制定しようとするものであります。次に、議案第 59 号大木町有水路水面使用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、大木町有水路水面使用に関する許可手数料について、令和 7 年 1 月に施行された手数料の改正に合わせ、他の各種証明書の手数料との負担の公平性を確保し、受益者負担の適正化を図るため、この条例を制定しようとするものであります。次に、議案第 60 号大木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるため、この条例を制定しようとするものであります。次に、議案第 61 号大木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特

定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるので、この条例を制定しようとするものであります。次に、議案第 62 号大木町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律が成立し、令和 8 年 12 月 25 日から施行となることに備え、所要の規定の整備を行う必要があるので、この条例を制定しようとするものであります。次に、議案第 63 号令和 7 年度大木町一般会計歳入歳出決算の認定について、でございます。令和 7 年度大木町一般会計の決算につきましては、歳入決算総額 102 億 3367 万円に対し歳出決算総額 96 億 8832 万 5 千円であり、歳入差引額は 5 億 4534 万 5 千円となりました。また、この額から翌年度へ繰り越すべき財源である 1 億 2076 万 8 千円を差し引くと、実質収支額は 4 億 2457 万 7 千円の黒字となったものです。また、町債残高につきましては、39 億 7161 万 5 千円となり、令和 6 年度末の残高と比べ 4951 万 4 千円の減となっております。なお、基金残高につきましては、64 億 8140 万 3 千円となり、令和 6 年度末から 7 億 2954 万 7 千円の増となっております。議案第 64 号令和 7 年度大木町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、及び議案第 65 号令和 7 年度大木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、でございます。令和 7 年度大木町国民健康保険特別会計歳入歳出の決算につきましては、歳入総額 17 億 377 万 2 千円に対し、歳出総額 17 億 3242 万 6 千円であり、実質収支額では

2865 万 4 千円の歳入不足となっております。この歳入不足の主な要因は、単年度決算では黒字となったものの、令和 6 年度決算不足に伴う前年度繰り上げ充当額が 9580 万 2 千円であったことによるものです。また、令和 7 年度大木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算につきましては、歳入総額 26635 万 3 千円に対し、歳出総額 24984 万 4 千円であり、実質収支額では 1650 万 9 千円の黒字となっております。次に、議案第 66 号令和 7 年度大木町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、でございます。水道事業会計の収益的収支においては、事業収益 2 億 6054 万円余、事業費用 2 億 2194 万円余となっております。資本的収支におきましては、資本的収入 4678 万円余に対して、資本的支出 8854 万円余、資本的収支不足額 4176 万円余については、全額内部留保資金で補填をしております。また、水道事業会計剰余金の処分につきましては、令和 7 年度末の未処分利益剰余金が 7700 万円余となっており、減債積立金に 2000 万円および建設改良積立金に 1570 万円を積み立てるとともに、自己資本金に資本的収支不足額の補填額 4134 万円余の組み入れようとするものでございます。次に、議案第 67 号令和 8 年度大木町一般会計補正予算第 4 号について、でございます。補正予算の主なものにつきましては、熊本地震災害義援金前年度繰越金の確定に伴う積立金の増額、ふるさと納税寄附額の増加見込みに伴う返礼品料などの経費の増額、堆肥散布車購入にかかる経費の増額及び財源補正、道の駅おおき設備の経年劣化に伴う空調設備及び冷凍機等の更新、力強い農業づくり総合支援事業の採択に伴う設備投資への補

助、多面的機能支払交付金事業における活動組織の増加に伴う交付金の増額、認知症高齢者グループホームの施設整備に対する補助、国民年金制度の改正に伴うシステム改修、コミュニティ施設整備に係る補助金の減額などに対応する必要があることから地方交付税、国県支出金、ふるさと納税寄附金、前年度繰越金を主な財源として、令和８年度大木町一般会計予算の総額に、歳入、歳出それぞれ６億４８３０万８千円を追加し、それぞれの合計を９２億５５０３万６千円として計上するものであります。次に、議案第６８号令和８年度大木町国民健康保険特別会計補正予算第２号については、歳入歳出それぞれ１９９万８千円を減額し、それぞれの合計を１９億５９８万円として計上するものであります。最後に、議案第６９号バイオガスコージェネレーション設備改修工事請負契約の締結については大木循環センターのバイオガスコージェネレーション設備改修工事を施工するため、ヤンマーエネルギーシステム株式会社福岡支店と工事請負契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○議長

これをもって提案理由の説明を終わります。暫時休憩いたします。再開を 10 時 10 分といたします。

休憩 10 時 02 分

再開 10 時 10 分

○議長

再開いたします。日程第 4、一般質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許します。10 番益田隆一議員の一般質問を許します。益田隆一議員。

○益田隆一議員

議席番号 10 番益田隆一でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。まず 1 つ目に、ふるさと納税について、でございます。私は、令和 6 年 12 月定例会でも、ふるさと納税は毎年同じ額が入るとは限らず、その収入に頼りすぎた財政運営には注意が必要であると申し上げました。その際、町からは必要な経費を除いた額は基金に積み立て、翌年度以降の事業に活用すること、また職員の人件費など、毎年必ず必要となる経費だけに充てる考えはないとの答弁がございました。この考

え方については、私も理解しております。その後、令和7年度の寄附額は約20億円というこれまでにない規模まで伸びました。担当職員、返礼品を提供する事業者、委託事業者など、関係する皆さんの努力があつての成果であり、大木町にとって大変喜ばしいことであります。まずはこの成果を正当に評価したいと思えます。一方で、行政として寄附が増えたことを喜ぶだけではなく、この状況が今後も続く保証はないことを冷静に見ておく必要があります。ふるさと納税は、返礼品の人気、国の制度変更、他の自治体との競争、米の収穫量や価格など、町だけでは決めることのできない事情に大きく左右されます。今回の実績が大きかったからといって、来年度以降も同じ規模が続くとは限りません。また、約20億円規模となった事業を2人の担当職員が中心となって支えている点も考えなければなりません。外部へ委託している業務があることは承知していますが、返礼品の制度への適合、寄附金の管理や支払いの正確性、個人情報の取り扱い、委託先の管理について、最終的に責任を負うのは町であります。成果が大きくなった今こそ、財政面だけではなく事務を安全に続ける体制も整える必要があります。ふるさと納税は、今や、町の施策に大きな影響を持つ財源となり、単年度の寄附額に一喜一憂するのではなく、寄附が減った場合にも町民サービスを守り、担当職員が変わった場合にも業務が止まらない仕組みにしていけることが重要です。寄附額が大きく変動しても、安定した町政運営を続けられるよう財源の使い方と事務体制を含め、ふるさと納税事業を今後どのような基本方針で運営していく考えなのか、お聞かせいただ

ればと思います。2番目はWAKKAについて、でございます。

WAKKAは地域産業を元気にし、創業や商品づくりを支え、観光、移住、空き家活用などへつなげる拠点として整備された施設であると理解しています。令和7年度から町の直営となり、大木ブランド推進室が置かれ、ふるさと納税を含む幅広い業務を担っています。WAKKAに配置されている職員が施設管理だけを行っているわけではないことは承知しています。しかし、役場全体で人員不足が課題となる中、行政判断や庁内調整を必要とする業務まで本庁の外に置くことが町民にとってわかりやすく、職員にとっても効率的な配置になっているかは改めて検証する必要があります。特に空き家の相談は、税、相続、建物、解体、補助制度など、本庁の複数の部署と関わります。遠方から本庁へ相談に来られた方が、担当はWAKKAにいるという理由で、改めて別の場所へ行くことになれば、せっかく相談に来られた方に負担をかけることになります。本庁で最初の相談を受け、必要な部署や担当者へ役場側がつなぐ仕組みは、住民サービスの基本として整える必要があります。また、施設の成果は来館者数やイベントの回数だけで判断するものではありません。WAKKAが関わったことで、創業につながった、町内の商品が広く売れるようになった、移住が決まった、空き家が活用されたという具体的な変化を見る必要があります。直営化によって良くなった点と、なお改善が必要な点の両方を率直に整理すべきです。令和7年度からの直営化を踏まえ、WAKKAが果たした成果と現在の課題をどのよ

うに評価し、今後どのような役割を担う施設として運営していく
考えなのかお聞かせください。

○議長

答弁を許します。広松町長。

○町長

10 番益田隆一議員の一般質問にお答えいたします。まず、前段の
ふるさと納税については、私の方から基本方針についてお答え
し、その後、企画財政課長から、ふるさと納税に係る財政面での
詳細についてお答えをさせていただきます。後段のWAKKAに
つきましては、直営化を通した目的や現状の町外配置に対します
考え方、課題に対する評価、今後の担うべき役割を踏まえ、どの
ように運営を進めていくかにつきましては、私の方からお答え
し、その後、これまでの事業の実績を含む取り組み状況など、具
体的なものにつきましては、産業振興課長が答弁をいたします。
まずもって、本町のふるさと納税に対し、全国の多くの皆様から
ご支援をいただきましたことに対しまして、心から感謝を申し上げ
ます。ありがとうございます。また、返礼品を提供いただく事
業者様、委託事業者様、そして担当職員をはじめ、関係する皆様
のご尽力によって、令和7年度の寄附額が約20億円という大き
な規模となったことは、本町の魅力や産品が広く評価された成果

であると受け止めております。一方で、ふるさと納税は、毎年度同じ額が確実に入る恒久的な財源ではありません。返礼品の動向、国の制度改正、自治体間の競争、農産物の収量や市場価格など、町だけではコントロールできない要因によって大きく変動します。このため、寄附額が増えたことを前提に、将来にわたり固定的に支出し続ける事業を安易に拡大していくことにつきましては、持続可能な財政運営の観点から慎重でなければならないと考えております。本町といたしましては、寄附金から返礼品配送、決済、業務委託などの必要経費を除いた額を適切に基金へ積み立て、寄附者が選ばれた用途を尊重しながら、子育て、教育、福祉、環境、地域産業防災など町民生活の向上と将来への投資につながる事業に計画的に活用してまいります。その際、単年度の寄附額に一喜一憂せず、寄附が減少した場合でも必要な住民サービスを守れるよう、今後も複数年度を見通した充当と基金残高の管理を図ってまいります。事務体制につきましても、寄附額の増大に伴い、処理件数、個人情報、返礼品の適合確認、寄附金の収納、支払い、委託先の管理など、業務量と責任は大きくなってきています。外部委託を活用していても、最終的な責任は町にあります。したがって、特定の職員の経験だけに依存しないよう、業務手順の標準化、複数職員による確認、引き継ぎ体制、委託先に対する点検を強化し、担当職員が変わっても業務が止まらない仕組みを整えることが肝要であると認識をしており、その方向性により業務遂行を図ってまいります。今後も寄附額そのものだけを成果とするものではなく、地域事業者の売り上げや販路の拡大、

町の認知度向上、そして町民サービスへの具体的な還元まで含めて成果を捉え、攻めの取り組みと堅実な財政事務管理の充実を図ってまいりたいというふうに考えています。

○議長

答弁を許します。川村企画財政課長。

○企画財政課長

私の方から、ふるさと納税に係る財政面での詳細についてお答えいたします。お手元資料の6ページになります。ふるさと納税基金条例の施行年である令和3年度からのふるさと納税額、当該年度中の経費総額、さらに、当該年度中の剰余金、いわゆる真水のふるさと納税基金積立額、当該年度の返礼品及び事務経費に充てべく、ふるさと納税基金から繰り入れした額、最後に、当該年度中のふるさと納税基金残高を記しています。ふるさと納税は年中受け付けていますので、寄附が実行された日と、その後、返礼品が送付され、当該返礼品にかかる費用が請求され、公金が支出される日との属する年度が異なる場合があります。よって、毎年度この表内のふるさと納税にかかる経費の割合が一定でないことをご理解いただきたいと思います。また、ふるさと納税基金へ積み立てた真水が、後年度以降の事業経費のどの部分に充てられるのかについては、まず、新規の事業、独自の財源を必要とする事

業へ優先的に充当するものとし、次に、地方交付税において措置されている経費以外など、他の財源が充当されている部分と、重複しない範囲で充当するものとしています。ただし、それだけでは充当しきれない状況でもありますので、補助事業などの補助裏、つまり事業費から補助金を差し引いた町の直接負担分などへも充当を行っています。ちなみに、令和7年度ふるさと納税事業における返礼品実績は、件数ベースでは「あまおう」が、金額ベースでは「ゆめつくし」がそれぞれトップでした。寄附者が選ばれた使途については、資料下段の通りとなっています。以上で私からの答弁を終わります。

○議長

答弁を許します。広松町長。

○町長

続いて、WAKKA についてお答えいたします。WAKKA は、地域産業の振興、商品開発や創業の支援、観光、移住、空き家の活用など、本町の魅力を町内外につなぐ拠点として整備してきた施設でございます。令和7年度から直営としたのは、施設管理にとどまらず、ふるさと納税を含むブランド推進や地域産業政策と一体的に取り組み、その成果と責任を町が直接把握するためでございます。一方で、議員ご指摘の通り、行政判断や複数部署

との調整を要する業務を庁舎の外に置くことによって、相談者に不便を生じさせたり、庁内連携に時間を要したりするのであれば、改善しなければなりません。特に空き家相談は、税、相続、建築、解体、補助制度など複数の部署や関係機関にまたがります。大切なのは、相談者に庁舎とWAKKAの間を行き来させないことが大切でございます。最初に相談を受けた側が内容を整理し、必要な部署、また担当者へ確実につなぐことが大切でございます。このため、WAKKAを町外に置くこと自体を目的化するのではなく、庁舎とWAKKAの役割分担、相談の受付、引き継ぎ、行政判断を行う責任者、情報共有の方法を明確にいたします。現在の配置が町民にとってわかりやすく、職員にとって効率的であるかについても、実際の相談動線と業務量を検証し、必要であれば業務や配置の見直しを行いたいと考えます。また、WAKKAの成果は来館者数やイベント回数だけでは判断できません。創業、商品開発、販路拡大、ふるさと納税の返礼品化、移住、空き家の利活用など、相談がどのような具体的成果につながったかを把握する必要があります。同時に、すぐに数値化しにくい事業者間の連携や地域の担い手づくりも含め、成果と課題を率直に整理してまいります。今後のWAKKAが担う施設は、何でも担う施設ではなく、地域の人、商品、事業、情報をつなぎ、具体的な工程へ導く地域産業ブランド推進の拠点として役割を明確にしてまいります。直営化によって良くなった点を伸ばすとともに、町民サービスや町内連携に課題がある点は見直し、費用と人

員に見合う成果を説明できる運営を進めてまいりたいというふうに思います。以上で、私からの答弁を終わります。

○議長

答弁を許します。荒巻産業振興課長。

○産業振興課長

私からは、現在の具体的な取り組み状況についてお答えいたします。まず、WAKKAの成果についてです。WAKKAの成果については、自治総合計画において、利用者数やイベントの実施などを成果指標として設定しておりますので、これらは施設の利用状況や取り組みの広がりを把握する上で重要な指標であるというふうに認識をしております。一方で、議員ご指摘の通り、利用者数やイベントの実績だけではWAKKAの成果を評価するものではなく、そこから創業や商品づくり、観光交流、移住定住、空き家の利活用など、地域にどのような成果が生まれたのかについても見ていく必要があると考えております。次に創業についてです。現時点でブランド推進数に対する創業に関する相談というのは、まだ限られている状況です。一方で、地域おこし協力隊の活動を契機として、大木バイオクリエーションズ株式会社がWAKKAを事業展開の拠点として活用するなど、地域の新たな事業展開につながっている事例がございます。今後、こうした施設の特

性を生かしながら、地域での創業や新たな事業の展開につなげていくことが課題であると認識をしております。次に商品づくりについてです。これまで農産物と加工販売施設で行っていた加工機能をWAKKAに集約し、現在は加工品やお菓子などを作る施設として活用しております。地域の農産物などを活用した商品づくりの場として、地域の方々や事業者にも利用されており、ふるさと納税の返礼品につながっている商品もございます。今後も地域の農産物や特産物を活用した商品づくりの場として、WAKKAを活用していくことが重要であると認識をしております。次に観光についてです。令和7年度に開催したカブクワ展では、3日間で1200人弱の来場がございました。また、マルシェや地域食堂などの取り組みにおいても、WAKKAが活用されており、地域の方々や事業者による活動の場となっております。さらに、隣接する観光農園と連携し、いちご狩りとWAKKAでのケーキづくりを組み合わせた体験事業にも取り組んでおります。今後も観光農園や道の駅おおきとも連携しながら、地域の特産物や体験を組み合わせ、観光につなげていくことが課題であると認識をしております。次に、移住についてです。WAKKAでは地域の方々や地域事業者との交流、地域資源を活用した体験事業などを通じて大木町を知っていただく機会を作っております。移住については、こうした地域との接点づくりも重要であるというふうに認識しております。次に、空き家についてです。空き家に関する相談については、ブランド推進室が担当し、WAKKAを相談窓口としております。しかし、WAKKAが相談窓口であるということ

の認知が十分ではなく、周知は課題となっております。また、実際の相談の大半は、空き家の近隣の方などからの管理上の苦情や相談であり、空き家を利活用とした目的の相談は限られているような状況です。利活用される物件につきましては、すでに不動産事業者を通じて流通しているものも多く、WAKKAに相談として持ち込まれる物件につきましては利活用が難しいものが多いというふうに考えております。一方で、WAKKAを活用した相談会を開催するなど、空き家の利活用につながる相談機会づくりにも取り組んでおります。最後に、施設運営上の課題についてです。WAKKAにつきましては、平日に加え、土日も開館・勤務する必要があることから、勤務体制についての調整が必要となっております。また、ブランド推進室の職員は、WAKKAを拠点として勤務する一方、私自身は庁舎で勤務していることから、日常的な業務の進捗確認や職員間の情報共有、相談判断などについて、庁舎とWAKKAの間で円滑に行うことも課題となっております。こうした勤務場所や勤務日の違いを踏まえ、職員間の情報共有や、業務の進捗管理、効率的な運営体制を整えていく必要があると認識しております。また、道の駅おおきにつきましては、指定管理者が日々の運営を行っており、町としては、指定管理者との協議調整や事業計画実績の確認、施設の修繕、設備更新に関する協議などを行っております。今後、それぞれの施設の特徴を活かしながら、WAKKAと道の駅おおきの連携をどのように深め、街全体の地域産業の振興につなげていくかが課題であるとい

う認識をしております。以上で10番益田隆一議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長

ふるさと納税についての再質問はございますか。複数の方に質問されておりますので、どなたの答弁が必要か明確にしてください。益田隆一議員。

○益田隆一議員

ご答弁ありがとうございました。町長直々に1回目から答弁いただきまして、本当にありがとうございました。町の考えはある程度把握はさせていただきましたが、課長からいただいたこの添付資料の方で改めて見させていただくと、6ページの寄附金の使用別実績ですよね。これは確認なんですけど、あくまでも寄附した方の要望がこのパーセンテージだったっていう認識でよろしかったんですよね。半分は町長にお任せされるっていう部分があるかと思うんですが、やはり注目すべきはこの一番の環境推進、産業振興を約5億円もの寄附金が集まって、こうしてほしいという願いがこもった数字が、これだけの数字が出ているというのは改めてすごい数字だなと思います。なかなかこの1つの町でこれだけ集めるというのは、なかなか難しい金額ではあるかと思っています。それを踏まえた上で、私が今回確認したいと思いますのは、これか

ら策定されるであろう自治総合計画の中で、このふるさと納税をどのように位置づけていくのかという点でございます。この自治総合計画というのは、単にこの行政の事業を並べるためのものではなく、これから大木町がどのような町を目指すのか、何を大切にして、どのような将来像を描いていくのかを示すと、いわば町の屋台骨となる計画でございます。現在は、これらのこれからの大木町の骨格を作る大変な重要な時期にあたると私は考えております。そうした中でこの約 20 億円規模にまで伸びたふるさと納税をどのように考えるのかというのは、今後の町の方向性に大きく影響する問題だと思っております。もちろん、約 20 億円がそのまま町の自由に使える財源になるわけではありませんし、返礼品や送料などの必要経費を差し引く必要もありますし、将来も同じ水準の寄附が続く保証もありません。しかし、必要経費を差し引いたとしても、町の施策に与える影響というのは決して小さくないのではないかと考えます。そもそも、このふるさと納税の意義というのは、納税者が自分の意思で寄附先や使い道を選び、先ほどのこの表にもあります通り、地方の自治体を直接応援するところにあるかと思います。単に返礼品を選んで寄附してもらうだけではなくて、その寄附がどのような目的に使われて地域にどのような変化をもたらすのかがわかってからこそ、町を応援する気持ちにもつながっていくのではと思います。仮に寄附金がこの町の予算の中に入った後、何に使われているのか外から見えにくくなれば、寄附者にとっても町民にとってもふるさと納税の意義が伝わりにくくなると思います。基金に積み立てるということだけ

ではなく、どのような考え方で活用し、どの事業にあて、どのような成果につながったのかというのをわかりやすく示すことが必要だと思います。この財源を既存事業の穴埋めだけに使うだけなのか、それとも子育て環境の充実、空き家の活用、移住定住の促進、町の魅力発信など、大木町の将来につながる取り組みへと活用するのかと。その使い道を明確することによって、ふるさと納税は単なる一時的な収入ではなく、町の未来を支える力になると考えています。大木町の屋台骨となる自治総合計画を作る今だからこそ。この財源を将来像と結びつけ、その使い道と効果を町民や寄附者に示すことが重要であると考えます。そこで町長に伺いたいと思います。これから、この大木町の将来の骨格となる自治総合計画を策定するにあたり、ふるさと納税を町の将来像を実現するための重要な財源として位置づけるとともに、何に活用し、どのような成果につながったのかをええ、町民や寄附者にわかる形で示していくお考えがあるのか、お聞かせいただければと思います。

○議長

はい、答弁を許します。広松町長。

○町長

はい、再質問ありがとうございます。益田議員が言われました通りだというふうに思っています。先ほど答弁いたしましたことと少し重複はするかもしれませんが、よろしくお願いいたします。今後の自治総合計画の策定にあたりましては、ふるさと納税を計画に掲げる将来像を実現するための重要な財源の1つとしての位置づけ、これは変わらないということです。ただ、先ほど言われました通り、その安定財源ではないということを、しっかりとあの考えていかなければならないものでございます。そしてまた具体的に、子育て、教育、健康福祉、環境、地域産業、防災など、まちづくりにはいろんな政策がございます。そういったものの分野、まちの将来を支える分野につきまして、しっかりと自治総合計画の整合性、事業の必要性、将来への効果などを踏まえ、計画的に活用するような、そういった仕組みにしていきたいと思います。一方、先ほど言いましたが、ふるさと納税は確実に同じ額が確保できるものではない、恒久的な財源ではございません。そのこともしっかりと見据えていく必要がありますので、寄附額が増えたことを前提として、恒久的な人件費とか維持管理費など、将来にわたっての固定的な負担が生じるよう事業には安易に拡大することは避けなければならないというふうに考えます。単年度の寄附額だけで判断するのではなくて、基金残高や今後の寄附額の動向を見据えながら、複数年にわたって、将来投資を見据えて安定的に活用できるような管理が必要なんだろうというふうに思います。また、今後は寄附者が選択された用途ごとに、どの事業にどの程度の金額を充当し、そして何が実現し

たのか。どのような成果につながったのかを整理し、広報紙であったり、町のホームページそういったものを活用させていただいて、町民の皆様、そして寄附者の皆様にわかりやすくお示しする仕組みを整えていくというのが大切なんだろうというふうに思います。寄附額の大きさだけを成果とするものではなくて、その寄附されたものが町民生活の向上、また大木町の将来にどのようにつながったかまで含めた成果として捉える。自治総合計画はそういった形にしなければいけないということで、応援していただいている皆様にそういったものを応えていく。そして適切な活用と、丁寧な情報発信。そういったものが必要なんだというふうに思います。以上でございます。

○議長

はい。3回目の質問でございますか。はい。益田隆一議員。

○益田隆一議員

先ほど町長が述べられた通りですね。安易に拡大を考えてないと。これは本当重要だと思います。やはり私は以前から申し上げていますが、これほど不安定な予算というのはなかなかないなというふうには、私はもう以前から申し上げていましたけれども、ただ攻めるときは攻めるというやり方も重要ではあると思います。先ほどから私がいろいろ述べているその自治総合計画とい

うのは、ふるさと納税とは別と考えると、やはり屋台骨となる重要な時期。今、それを策定委員会等が活動しているんですかね。議会の方がなかなか伝わってない部分があるんですが。そこはやはり、これを自治総合計画は大木町の将来を見据えた活用なので、私なりの考えを述べさせていただければと思います。仮に今後の自治総合計画を考える中で、将来の大木町が、仮に、財政が厳しくなるかもしれないと。人口が減るかもしれないと。こういう確率的にこの高い懸念材料をもとに検討することになるかと思いますが、これを前提にしてしまうと、どうしてもそのできない理由を述べてしまう計画になってしまうのではないかという心配がございます。町民が知りたいというのは、何ができなくなるのかという話ではなくて、これからの大木町がどのような町を目指していくっていう、どうすれば今よりその魅力ある町になっていくんではないのかっていうところが、前向きな方向性というのを知りたいと思うんですね。あくまでも過程の話ばかりで大変申し訳ないんですけど、人口が減るから事業も施設もコンパクトにしていくとか、それだけで本当にこの町に住みたい、これからも住みたいと思ってもらえるのか。むしろ町の魅力が失われれば、移り住む人が増えないのではなくて、現在住んでいる人すら町外に。転出してしまう恐れもあるのではないかというふうに私は心配しております。人口減少を理由に、町を縮小して、その結果さらに人口が減っていく。そうした流れを作ってしまったら、本末転倒にはなるのではないかと思います。もちろんその必要な見直しを否定するわけでもありませんし、しかしこの

大木町の強みを生かして、どうすれば選ばれる町になるのかという考える必要があるかと思います。私はこの大きな強みの1つというのが、これまで大木町が積み重ねてきた環境と循環のまちづくりだと私は考えております。このごみの分別や資源の循環というのは、行政だけでできるものではありません。町民一人ひとりが日々の暮らしの中で協力していただいて、その意識を積み重ねてこられたからこそ、この大木町は環境を大切にするまちとして知られるようになりました。それは、先人たちが築き上げてきた町民とともに守り育ててきた大木町ならではの財産と考えております。これから全く新しい町の特色を一から作ろうとすると、長い時間、多くの費用も必要になると思います。もちろん、これまでの取り組みをさらに発展させ、新たに進化した大木町を目指すのであれば、それは前向きな挑戦になるかと思います。しかし、すでに町民の暮らしの中に根付いている環境と循環の意識を生かさないまま、別の方向性を一から構築するというのは決して容易ではないと思います。近年の暑さや、この厳しい暑さや気候の変化を考えれば、環境に対する関心というのは、今後ますます高まっていくものと考えております。ごみの分別や循環の取り組みというのは、手間がかかるもの、負担になるものとして捉えるのではなくて。これからの時代に求められる暮らし方として発信していく。私は、循環と環境を大切にした大木町にとって、今の時代は向かい風ではなく、むしろ追い風だと考えております。環境に配慮した暮らしをしたい人、資源を大切にする地域で子どもを育てたい人、地域のつながりや自然と調和した生活に価値観を感じ

る人、そうした考え方に共感する方々へ大木町の魅力を伝え、移住や定住につなげることも考えております。そのためには、大木町の価値を町外へ伝え、実際に訪れてもらって、町に、暮らしに、触れていただいて、ここで暮らしてみたいと思ってもらうための取り組みや予算が必要になります。そこにこそ、このふるさと納税を活用する意味があると考えております。こうふるさと納税というのは、本来寄附する方が自分の意思で応援したい自治体や使い道を選ぶことができる制度であると思っております。例えば、大木町の環境と循環の取り組みを未来につなげるために使います。環境に配慮した暮らしに共感する人たちと交流や移住促進に活用しますといった形。もうまさに先ほど課長が出された資料の通りの内容の中と思います。この寄附の目的をわかりやすく示すことができれば、返礼品だけではなくて、大木町の考え方そのものに共感していただける可能性がございます。企業版ふるさと納税も、他の市町村に対して少ないというふうに私は伺っております。この循環と環境を強みにして、執行部の方、ご存知かと思いますが、このガバメントクラウドファンディング。積極的に取り組んでいただいて、これを利用しない手はないと思います。極端な話、利用しない理由はないと思っております。さらに集まったこの寄附が、実際にどの事業に使われて、その結果、町にどのような変化が生まれたのかというところまで示すことができれば、寄附者にとっても自分の寄附が大きい町の未来につながっていくことを実感しやすくなると思います。一方で何に使われているのかわからないままで、せっかく大木町を応援してくださった

方の思いも見えなくなってしまう。大切なのは寄附を集めることではなくて、何に使うのか、何を指すのか、その結果、町に何が残ったか、この流れを町民や寄附者に分かる形で示すことによって、ふるさと納税を単なる財源ではなく、大木町の未来へ投資として位置づけることができます。先人が築き上げてきた環境と循環のまちづくりを。次の時代に向けて進化させると。そして、その考え方に共感する人を町外から呼び込んで、新たな人や流れを地域の活力につなげていただくと。それこそが大木町らしいふるさと納税の生かし方ではないかと考えます。そこで町長に伺います。これから策定する自治総合計画について、先人と町民が築き上げてきたこの環境と循環のまちづくりを大木町の強みとして位置づけることが私自身大切かと思いますが。町長の見解を伺いたいと思います。

○議長

はい、答弁を許します。広松町長。

○町長

再々質問ありがとうございます。まず、ふるさと納税の財源についてのお尋ねがございましたので、これにつきまして、次期の自治総合計画の策定にあたりましては、中長期財政計画シミュレーションがなされると思います。上位、中期、下位という形で、おそらくシミュレーションの検討、その中で、まあどういった位置

づけをするか。令和7年については、ふるさと納税寄附金は決算額の約2割ということでございますので、それをどういう形にするのかというのは、多分シミュレーションされるものだというふうに思います。そしてちょっと企業版ふるさと納税が私もちょっと少ないなと思っています。それはなんでかなと思ったら、私、あんまり民間さんとお知り合いがいなかったのも、その時にどうぞよろしくご紹介をいただければ、営業マン、行きたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。そして、循環のまちづくりについて、しっかりとふるさと納税を活用して、町内外にアピールする。そういった政策は。というような問いでございます。私も全く同じようなことを考えておりました。ゼロウエスト宣言が2008年に宣言がされたというふうに記憶をしています。今年が西暦的に2026年なので、あと2年後がちょうど20年目の節目となります。その時、私が58年で、いくつ38の時から始まって、40の時から始まったということで、それからすると、まあ60歳で始められた方も、今の資源循環の取り組み、もう60歳で始めた方はもう80歳ということで、だいぶお年も取られましたし、あの、当然施設の方もあの、18年経過しておりますので、今回あの発電機の契約の方もお願いしていますし、施設の方はしっかりと今後もしっかりと稼働するような形で、液肥散布車についても、国の方にもちょっとお願いした経緯がございましたが、いろんなハードルがございまして、これについて全協の方でも説明した通りでございます。そういった形の中で、やっぱり20年目の節目の年が自治総合計画の策定の期間と重なります

ので、そういったところを捉えてもう1ギアあげるような、そういったものをちょっとやったらどうかということで、担当課の方にも3週間前ぐらいですかね、ちょっとお話をしました。で、そのきっかけとなったのが3週間前ですね。8月上旬には東京の方で、あの町村会の中央研修会というのがありまして、ちょうど食品ロスの関係の講師の方が講師をされまして、大木町の取り組みについて、そこでもお話をいただいたところです。やはりあの
大木町の資源循環のまちづくりについては、本当に全国に先駆けて、循環型社会形成推進功労者も2番目でございますけど、全国でまだ5つしかないということのお話とか、福岡県にはみやま市と大木町で大木町がモデルとしてみやま市になったこと、そういったことも踏まえますと、やはりもう一度ここはギアを上げてやっていく。そういうところにも、ふるさと納税基金の使途についても、結構な寄附額いただいていますんで、そういったものはしっかりと活用させていただいて、町内外によくアピールする。また町内で今分別いただいていますけど、そういったあの省力化であったり、あの合理的なやり方についても、今後検討が必要だというふうに私も私は感じていますので、そういったものに活用させていただければというふうに思っているところでございます。本当にあのタイムリーというか、私の中に、頭の中にあったものを質問いただいて、本当にありがとうございます。はい、以上でございます。

○議長

続きまして、WAKKAについての再質問ございますか。

○益田隆一議員

続きましてそのWAKKAについて、質問をさせていただきたい
と思います。答弁内容では、このWAKKAを配置して、創業支
援や観光、移住、空き家、ふるさと納税などの業務を一体的に進
めている考えは理解できました。ここで、ふるさと納税と同じで
すが、WAKKAが何のために作られた施設であったのか、その
原点に立ち返って考える必要もあるかと思います。このWAKK
Aというのはもうご存知なんでしょうけれどもあえて申し上げる
と、本来地域産業を元気にして、創業や商品づくりを支えて、観
光交流を生み出し、移住や定住などにつなげていくための拠点と
して整備された施設と私は理解しています。そこで問われるの
は、この現在のWAKKAがこうした当初の目的に沿って十分に
活用されているのかというところでございます。WAKKAが関
わったことで新しい事業が生まれたのか、町内の商品が広く売れ
るようになったのか、町外から人が訪れるようになったのか、創
業、交流、移住、定住など具体的な成果につながったのか。施設
の利用者数やイベントの開催回数だけではなくて、WAKKA
が町や地域にどのような変化をもたらしたのかを確認する必要が
あると思います。現在、WAKKAに課が置かれて、ふるさと
納税をはじめ、さまざまな行政業務が行われていると思います。

もちろん、そこで働いている職員の努力を否定するつもりでもありませんし、また、配置された職員が施設管理だけを行っているわけではないことも承知しております。しかし、行政の課をWAKKAに置くこと自体が、WAKKAを有効に活用していることになるのでしょうか。少し厳しい言い方になりますけれども、WAKKA本来の目的に必要な行政組織を置いているというよりも施設を利用している実績を作るために、課を置いて、様々な行政業務を集めているようにも見えてしまいます。仮にそうであるならば、WAKKAの活用が目的ではなくて、WAKKAを使っている形を作ることが目的になってしまっているのではないかと心配しているところでございます。本来大切なのは、施設に職員がいることではないと思います。WAKKAが地域産業、創業、観光、交流、移住、定住などにどれだけ具体的な成果を生み出しているのかということでございます。空き家対策もその中の1つの手段です。使われていない住宅を地域の資源として活かして、移住を希望する人や新しく事業を始める人につなげることができれば、環境と循環を大切にする大木町らしい活用になります。しかし、空き家相談の窓口をWAKKAに置くだけで、WAKKAの活用が進んだことにはなりません。相談が実際の活用や居住、移住、創業などにつながって初めて成果と言えると思います。そこでWAKKAについての課長なりの答弁を、見解をお聞かせいただければと思います。

○議長

答弁を許します。荒巻産業振興課長。

○産業振興課長

益田隆一議員の再質問にお答えいたします。ご指摘の通り、WAKKAにブランド推進室を配置し、行政業務を行っていること自体を、施設の成果と捉えるものではなく、設置の目的に沿って、実際にどのような成果につながっているのかという視点で検証するということが重要であるというふうに考えております。これまでも、個々のそれぞれの取り組みや事例を把握しながら進めてまいりましたが、成果については、十分に整理や検証ができていない部分もございます。今後は利用者数やイベントの実績、そういったものだけではなく、具体的な成果、そういったものを整理するとともに、WAKKAの役割の現在の運営のあり方についても改めて検証していきたいというふうに考えております。以上で、質問に対する答弁を終わります。

○議長

3回目の質問ございますか。益田隆一議員。

○益田隆一議員

課長、ありがとうございました。WAKKAも、今後も維持していくのであれば、行政業務を置くための施設としてではなくて、人が集まり、新しい活動や仕事が生まれて、町外との交流につながる施設として、本来の役割を取り戻す必要があるかと思います。私は、そのためには、この行政が現在の運営方法を延長線上だけで考えるだけではなくて、民間の発想と力を本格的に取り入れるべきだと考えております。これは私からのまた提案になるんですが、この行政の運営だけというのは、公平性や手続きが求められるため、先ほど課長が心配されておられました営業時間、休日の対応、イベントの企画、情報の発信、この物品の販売や宿泊ですね。こういった体験事情に対しても、どうしてもその制約が生じてしまうかと思います。一方、民間事業者であれば、利用者の声や需要を見ながら、企画やサービスを柔軟に変えることもできるかと思います。例えば地域の食や農業、環境と循環を体験できるイベントを開催する。この町内事業者の商品を販売する。創業を目指す人が試験的に出展できる場をつくる。宿泊や体験を組み合わせて町外から人を呼び込む。空き家を活用した事業や移住希望者の接点をつくる。これからはWAKKAを活用する方法の例にすぎません。大切なのは、行政があらかじめ使い方をすべて決めるのではなくて、民間事業者から幅広い提案を募って、行政だけでは思いつかない活用方法を見出していただくと、こういうことも大事であるかと思います。これまで大木町が積み重ねてきたこの環境と循環の取り組みについても同じことが言えます。先人の思いを受け継ぎつつ、これまでと同じ取り組みを繰り返すだ

けでは次の時代や町外の人に新しい魅力として伝わりにくくなります。環境や循環を我慢や負担として伝えるのではなくて、地域の食、農業、ものづくり、交流、宿泊、移住などを組み合わせ、大きい町に行ってみたいと、この町で何かを始めてみたいと感じてもらえるものへ進化させる必要があります。このWAKKAという名称には、人の輪でしたっけ、輪ですよ。この輪という意味がもともとあったから、このWAKKAっていうのができたというふうに認識しております。この施設が行政の課を置く場所として使われるだけでは、あまりにももったいない気がしてしまいます。先人が築き上げてきた環境と循環のまちづくりをこの土台にしながら、これからの世代がこのもうワクワクできるような新しい活用方法を民間の力によって生み出してもらおうと。現在の役割以上にWAKKAを生かす方法が民間から提案されるのであれば、それを取り入れない理由はないと思います。また、WAKKAが、町が直営する以上、施設の維持管理費、光熱費、修繕費、職員の人件費など、さまざまな経費がかかります。したがって、直営を続ける場合の総費用と、民間委託した場合のこの費用および期待できる効果というのを比較する必要もあるのではと考えます。民間委託というのは、単に最も安い事業者へ施設管理を任せるという話ではございません。このWAKKAをどのような施設にするのか、どのように人を集めるのか、地域産業や操業、環境、循環、観光、移住、定住をどうつなげるのか。その具体的な提案を競ってもらふ公募型の選定が必要であるかと思います。道の駅がそうでした。行政は制度上判断、個人情報公金の

管理、庁内調整など、行政が責任を持つべき仕事に集中していただいて、民間は施設運営、イベント、宿泊、交流、商品販売、情報発信など、柔軟な発想が求められる仕事を担うと。今からちょっとパッとお見せしますけど、参考にいただければと思いますが、会議を開くんで、映っていますかね。これ一応イメージ図でございます。こういう感じで、これはおそらく多分なかなか行政だけでやる場合になると、ここまでの事業というのは簡単にはいかないのではないのかなというふうに思います。民間に委ねると、こういった形ができるのではというイメージ図でございます。参考にご覧いただければと思います。この役割を明確に分けることで、町の責任を保ちながら、WAKKAの可能性を今以上に広げられると考えております。このWAKKAを残すのか、なくすのかという提案ではなくて、WAKKAを本当に活かすために、行政の課を置くことを中心とした現在の利用方法を見直し、民間の発想によって、当初の目的を超えるような新しい価値を生み出す施設を変えていくべきだという提案をさせていただきたいと思います。それを踏まえて、町長に今後の、これを踏まえた上で、WAKKAの展開を改めて伺いたいと思います。

○議長

答弁を許します。広松町長。

○町長

再々質問ありがとうございました。WAKKAについては、平成30年度から開始がされていまして。ちょっと私も産業振興課で関わってはありました。ハードとソフトの両面がしっかりと両輪をする。その中でなかなか難しく難しいというか、なかなかうまくいってなかった。そういう中で、私、引き受けさせていただいて、まず直営にしたのは、まずどういった業務量があるのか、どういった可能性があるのかというものを今図らせていただいているところということでご理解いただければというふうに思います。私は直営に限らず、民間でもどちらでもいいというようなスタンスでございます。ただ、WAKKAの街の未来が動く拠点へということで、今日お示しいただきましたけども、これは民間がここの部分を、指定管理をしようが直営だろうが、おそらくできないことはないんですというふうなのが私の答え方になります。事業の取り組みについては、直営だって、公募して、そういった方々を招聘する。今で行くと地域食堂であったり、大木バイオクリエーションズであったり、あとはイチゴを使ったパティシエの講習会というか、そういったもので、行けるというか、そういったものはできますので、必ずしも直営だから、こういったものができないわけではなくて、あそこの施設を使って活動したいという方に、しっかりとその貸し出しであったり、そういった活用の例を示してないのかもしれないなというふうに感じた次第でございます。そして先人の思いということで話がありまして、私もずっと役場におりましたんで、平成3年からいましたんで、道の

駅、そして資源循環センター、WAKKAについて、産業振興課長の時も多分答弁をしましたが、畑の中の道の駅交付そうということで、まずは資源循環センターが第一事業、そして道の駅を作って、果実が出たものを直売所、そしてレストランで食していただいて、大木町の暮らし、あの大変だけど苦勞するけど本当にあの丁寧な暮らしがある、そういった暮らしぶりをやっていこうというのが先人の思いだというふうに思っています。その中で第3期の事業構想として交流する施設を作りましょうというところまでありました。たまたまその平成、多分29年だと思いますけども、国からの交付金がつきまして、それで建屋の方を建てていこうということでされました。私の考え方は、はっきり言って、その先人の思いを具現化したいと思っています。大木循環センター、道の駅、そして直売所はもうしっかりと今経営をしていただいています。で、WAKKAができました。で、その部分、ソーラーと農地もございますんで、そこを一体とすれば当然直営ではできませんので、今現在は資源循環センター、一般社団法人サステイナブルおおきでございます。そこに集約ができれば、その集約がよろしいし、そうじゃない可能性だってあるかなというふうに思っています。そして合わせて私の構想としては、商工会さんも今でも出資をいただいていますけども、出資のこととか、あと地域企業、また大木町を応援してくださる方々、まあそれは企業版ふるさと納税であったり、あとふるさと納税も当ててもいいのかもしれませんが、きちんとして民間というか行政以外のところにそういった組織体を作って、そこが全体として維持管理し

ながら活性化をしていく。また資源循環取り組みをやっていく。
そういったものは大木町ならではの、というか、大木町といえば資源循環センター道の駅だねっていうものをもう一度作るための、そのための直営化というふうに捉えていただければ幸いに思います。だから私もいつまでもその直営をするつもりはなく前回の中島和正議員の一般質問にもなりますけども、３年半前、４年前ですかね、討論会の中の資料にはしっかりとWAKKAについては直営をするということで書かせていただいた。しかし、それはずっとずっと永久にあるわけではなくて、まずソフト的なものがどうしても弱かったので、そこをしっかりと仕様書として今準備をしている。その中で課題についてもしっかりと今整理をしているということで、産業振興課長の方からも答弁がありまして、そういった形の中で今後進めてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○議長

はい、ありがとうございました。若干時間ありますけど、益田隆一議員。

○益田隆一議員

最後に一言で申し上げさせていただければ。今の状況、先ほどから述べられていらっしゃる直営ではないという選択肢もあるという

ことであれば、その部分を、今日の内容を取り入れていただいて、
少しかう考えていただけるとありがたいのかなというふうには思
います。もう1つは、これはよく聞く話なんです、執行部の方か
らは、どの課も人が足りないという声よく聞きます。一方でふるさ
と納税や空き家問題というのは、町長も課長も心配してらっしゃ
る通り、1つの課だけでは解決するものではないと思います。庁内
の横の連携というのが必ず必要になりますので、そうであれば本
庁に担当課を置くことが一番手っ取り早いというか、実際産業振
興課の中央には机が空いていますから、スペースがありますので、
課長がだいぶ寂しいような感じがしますんで、ぜひその辺のとこ
ろを有効活用していただいて、産業振興課が盛り上がっておかな
いと、本当の産業であり、そういうところがちょっとう、2階の
スペースに行くと寂しいように感じてしまうのは私だけでしょう
か。そうした中で、大切なのは、この町民にとって本当にいい行政
サービスにつながっているのかというのを見直していただいて行
政だけで抱え込むのではなくて、先ほど私が申し上げた通り、この
民間の力を借りて一緒に運営していくというのも1つの方法では
ないかと考えております。WAKKAが町民に広く認知されて、こ
れまで以上に活用される施設となることを期待しまして、私の質
問を終わらせていただければと思います。ありがとうございました。

○議長

暫時休憩いたします。再開を11時20分といきます。

休憩 10時 07分

再開 10時 20分

○議長

再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を行います。続いて、5番深町敏生議員の一般質問を許します。

○深町敏生議員

すいません、会議を開催しましたので、お越していただければと思います。議席番号5番深町敏生。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。今日は時速60km、30kmに少し落として。ちょっと迫力不足があるかもしれませんが、安全運転で一年前、大変ご迷惑かけましたので、少し緩めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。令和8年9月1日に施行されました道路交通法の改正に関しまして、特に町道における道路表示や道路の使い方、安全対策について一般質問をさせていただきます。今回の道路交通法の改正は、単に交通ルールを厳しくするだけのものではなくて、生活道路において、自動車だけでなく、自転車や歩行者の安全を確保することを目的とされているようでございます。特に地域の生活道路である町道でも、中央線が引いてあるかないかなどによって、自動車の法定速

度が 60 kmから 30 kmに引き下げられるほか、自動車が自転車の右側を追い越す際には十分な間隔と減速を確保することが求められるなど、道路を利用する人それぞれが安全に通行できる環境づくりが重要になります。そこで、町道における道路標識や中央線などの道路標示の状況、道路の構造や利用実態を踏まえ、今後どのように安全対策を進めていくのかについてお伺いしたいと思います。4点ございます。1点目でございますけれども、町道における中央線などの道路標示について伺います。町道の中で中央線などの道路標示を設置されている道路と、設置されていない道路がありますけれども、それぞれの道路について、道路の幅員や利用状況などを踏まえ、どのような基準で中央線などの道路標示を設置されているのでしょうか。また、中央線などの道路標示が設置されている道路の幅員や利用状況の変化などによって、今後、見直しが必要となる道路はないのでしょうか。これが1点目。2点目については、町道10号線の道路としての位置づけについてお伺いをいたします。町道10号線は平成23年から大莞校区の三八松交差点から花宗川までの約1.1kmについて、自転車道歩行者道整備事業として拡幅工事が始まり、約15年をかけて本年全体の整備が完了したところです。現在、花宗川より南側は車道、歩道を含めて幅が全幅で8mというふうにお聞きしております。車道には中央線があつたりなかったりしております。タブレットを見ていただきますと、これは三八松の交差点から100mぐらい八丁牟田方面に行ったところでございますけれども、中央線が見えているか、消えているのか、そういう状況。そしてこれは同じく町道10

号線でございますけれども町営住宅の横あたりは全く線が引かれていない。それから、これは花宗川から北側の、同じく 10 号線ですけれども、消えかかっておりますけれども、白線が引かれている。こういう状況を踏まえて、町道 10 号線を生活道路として位置づけることが適切なのか。町のお考えをお聞きいたします。3 つ目でございます。町道 10 号線の自転車道、歩行者道の通行について伺います。タブレットの方を見ていただきますと、新しく今回の工事でできた歩道幅、私、実測してみますと、3.3mほどございました。この 10 号線は自転車道、歩行者道の整備事業として整備されました。現在、歩行者道は歩行者道および自転車道として車道から分離されており、歩行者と自転車が安全に通行できるよう、15 年前からそういう目的で着手し、今日、整備されております。この歩行者道について。今後も自転車と歩行者が一緒に通行する道路として利用することになるのか、お伺いをしたいと。また、自転車と歩行者、それぞれの安全を確保するために、通行方法について、どのような周知や対策を考えておられるのか、お聞きいたします。最後に 4 点目でございますが、中学生の自転車通学における交通ルールの指導について伺います。道路交通法の改正に伴い、自転車の交通ルールについても、これまで以上に正しい理解と遵守が求められております。特に中学生については、自転車通学をする生徒も多いことから、道路交通法の改正内容や、自転車の安全な通行方法について、学校と連携した指導を徹底する必要があると考えております。今回の道路交通法改正を踏まえて、中学生に対して、どのような交通安全教育や自転車

通学に関する指導を行ってあるのか、以上4点についてお伺いたします。よろしくお願いいたします。

○議長

答弁を許します。石橋建設水道課長。

○建設水道課長

5番深町敏生議員の一般質問にお答えいたします。まず、私から3つ目までのご質問にお答えし、その後の4つ目のご質問については、こども未来課長が答弁いたします。議員ご指摘のように、令和8年道路交通法改正は、交通事故の削減と安全な移動環境の整備を目的としており、自転車の交通違反に対する反則金制度の導入や、生活道路の法定速度引き下げが含まれております。特に反則金制度を導入することで、自転車利用者の交通ルールの遵守意識の向上と、住宅街や学校周辺の安全性を高め、子どもたちや歩行者の安全確保に主眼を置いて改正されたと考えております。本町の町道は、幹線的な道路から集落内を走る生活道路、子どもたちが通学に利用する通学路、主に営農に利用されている道路等多岐にわたり存在し、道路構造や利用実態が異なりますので、交通量、歩行者、自転車通行量、事故や危険箇所の状況を確認するとともに、道路利用を取り巻く地域環境の変化を視野に、道路管理者として警察と協議し、利便性の向上と安全対策を進めており

ます。1つ目のご質問、町道における中央線などの道路表示については、道路中央線を設置できる基準として、道路法に基づき車道幅員が5.5m以上の区間になります。町道で中央線外側線が設置されている町道は15路線約13kmであり、車道幅員はすべて5.5m以上あります。設置する場合は、交通量、歩行者数、自転車通行量等を踏まえ、警察と協議を行い、設置しております。道路の幅員や交通量と設置当時から交通環境の変化により維持・更新することが安全につながるのか、筑後警察署と協議し、必要に応じて見直しを行ってまいります。次に2つ目のご質問、町道10号線の道路としての位置づけについては、町道10号線は、沿線住民の生活を支える生活道路であると同時に、地域間を結ぶ幹線道路であり、校区内の移動、通勤通学等を担う道路であることから、集落内の狭い生活道路を整備することとは、集落構造の視点からも適切ではないと考えますが、集落環境を維持するために大型車両が頻繁に通行することがないようにすることも重要と考えております。中央線がない、消えているとのご指摘ですが、道路機能と安全性を明確にするために警察と協議を行い、総合的に判断してまいります。令和8年9月1日施行の道路交通法改正により、生活道路における自動車の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられますが、現在、町道10号線は道路標識により最高速度が30kmに指定されておりますので変更はございません。次に3つ目のご質問、町道10号線の自転車歩行者道の通行についてでございますが、自転車歩行者道とは道路法令上の1つである道路構造令の用語であり、道路交通法の自転車通行化の歩道とは

異なります。道路交通法第 17 条第 1 項に自転車は軽車両と位置づけられており、自動車と同じ車両の一種であり、原則車道の左側を通行しなければなりません。自転車が歩道を通行できるのは、道路交通法第 63 条の 4 第 1 項第 1 号の道路標識等により自転車が通行することができると指定されている場合、または 13 歳未満および 70 歳以上のものが運転する場合です。仮に通行できる歩道でも歩行者が優先であり、自転車は車道入りの部分を徐行しなければならない、自転車の通行が歩行者の通行を妨げることになるときは、一時停止しなければなりません。自動車通行量、自転車、歩行通行量を調査し、安全を確保できるよう、交通管理者である筑後警察署と協議をしております。以上で、5 番深町敏生議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長

続いて答弁を許します。北島こども未来課長。

○こども未来課長

5 番深町敏生議員の 4 つ目のご質問、中学生の自転車通学における交通ルールの指導についてお答えいたします。自転車は道路交通法上の軽車両であり、生徒には歩行者としてではなく、車両の運転者として交通ルールを守る責任があることを理解させる必要があります。今回の制度改正を罰則だけを強調するのではなく、

自分と周囲の命を守るための具体的な行動として身につける機会にしたいと考えております。町教育委員会としましては、今回の法改正を踏まえ、学校現場と連携して、以下のような取り組みを強化してまいります。1つは、学校における交通安全指導の日常化でございます。中学校におきましては、4月の校内自転車点検の折に、生徒指導担当者から改正道路交通法における内容を指導しております。また、このような全校集会、学級活動などの機会だけでなく、日常的に車道左側通行、信号一時停止、交差点での安全確認、並走しての運転やながら運転の禁止、夜間のライト点灯、ヘルメット着用、歩道を通行できる場合の歩行者優先と徐行などを重点的に指導します。2つは、警察や関係機関と連携した教育活動の実施です。毎年1学期には筑後警察署からご協力をいただき、専門的な知識を持った講師による交通安全教室を行っています。今年度の講和では、交通反則を通告する青切符制度に関する主な違反内容や、近年の新たなルールをはじめ、基本的な自転車通行ルールについて、映像や体験的な活動を交えてわかりやすく指導していただいております。また、9月には、大木町教育委員会が主催し、筑後警察署、町建設水道課、福岡県南筑後県土整備事務所が参加する大木町通学路安全推進会議を開催します。この会議は、毎年開催しておりまして、児童生徒が安全に通学できるように、通学路における危険箇所の確認や交通安全対策について協議をしております。今年度の会議では、町道10号線について協議し、自転車・歩行者道整備事業後の実際の通学道路線を学校と教育委員会で確認し、利用する生徒に対して、どの部分を

どのように通行するのかを具体的に示します。また、必要に応じて、現地指導や危険箇所マップを活用し、教職員、保護者、地域、警察と情報を共有して、充実した交通安全教育と環境整備に努めてまいります。交通安全教育は、教育課程に位置づけた時間での指導で終わるものではありません。また、単にルールを知識として覚えるだけではありません。新入学時、長期休業前、日常の登下校指導などの機会を捉えて、繰り返し指導し、危険を予測する能力と、危険を回避する能力を高め、安全な行動を選択できる生徒の育成を目指します。以上で5番深町敏生議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長

1点目、町道における中央線などの道路標識についての再質問はございますか。はい、深町議員。

○深町敏生議員

再質問を行います。町道の中央線を設置できる基準として、道路法に基づく車道が5.5m以上の区間であることが理解をできました。また、そのような町道が15路線、約13kmであることも分かりました。今回の道路交通法の改正に伴い、町道のその15路線のうち、時速が、60kmで走行できる道路、また60kmから30kmとなる道路、そもそも30kmの道路を地図に落として、お

示していただくというのができますでしょうか。というのは、やはり今回の改正で変わったところを、町民の方がわかりやすく、いち早くそういう道路、こういう道路なんだというのがわかることが必要じゃないかということでございます。また、15路線のうち速度制限の道路標識がなく、中央線の道路標示が消えているのであれば、時速60kmから30kmと、ドライバーは誤解を生じることになると思います。15路線のうち消えている路線は何路線あるのでしょうか。また、その路線は道路標識を立てるのか、中央線を引くのかは町の責任なのかという点をお伺いしたいというふうに思います。一応、これは大木町と通じる道路であるわけですが、ここはもう全く線が引かれていない、そういう状態であります。これは土地改良で、昭和58年当時に作られた道路でありますけれども、こういった道路が今後どういうふうな速度制限になるのか、そういったところをお示しいただきたい。それと、先ほど答弁にいただきました営農に利用されている道路、いっぱいあると思います。狭い道路ですね。そういったところは30kmで走行になるのか、そこら辺も教えていただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長

答弁を許します。石橋建設水道課長。

○建設水道課長

深町議員の再質問にお答えいたします。ええ、60 km から 30 km になる道路、そもそも 30 km の道路を地図で示すことができるかという質問にお答えさせていただきます。そもそも 15 路線の中に、30 km 規制のすでに標識が立っている路線が 3 路線ございます。その他、速度標識により 40 km 速度制限されている道路が 3 路線ございます。道路交通法改正後も道路標識が優先されるため、変更はございません。その他 4 路線につきましては、中央線があり、道路交通法上は 60 km になります。その他 5 路線につきましては、中央線が消えておりますが、今まで通り中央線を引き直すのか、実情に応じた速度標識を設置するのか。公安委員会と協議を行い、安全安心な道路環境の整備に努めていく考えであります。消えている路線は何路線がありますかということですので、先ほども申しましたように、中央線が消えている路線は 5 路線ございます。道路標識は公安委員会、中央線は道路管理者である町になります。先ほども申しました通り、今まで通り中央線を引き直すのか、実情に応じた速度標識を設置するのか、公安委員会と協議を行い、安全安心な道路環境整備に努めていくためであります。それと、農道につきましては、どこが農道なのかでなかなか判断が難しい部分があると思いますが、営農で使われている部分主な道路は主にもう 5.5m 未満ではないかと思っておりますので、今回の改正に伴いましては 30 km になると認識しております。以上です。

○議長

3回目の質問でございますが。はい、深町議員。

○深町敏生議員

再々質問させていただきます。町道で、本来、道路標識とか道路標示である中央線が引かれていなければならない道路、5路線が消えている道路というふうにお聞きをいたしました。そのような道路は、警察署と、協議してどうするかということを協議した上で、線を引くなら引くということでありますけども、もしその線を引くということであれば、まあ、補正予算をかけても早急に、道路標識、あるいは線を引き直すという考えが必要かと思えますけども、そこらへんについては、早めにしないとドライバーも不安なところもあると思いますので、そこら辺、早急にお願いしたいと思えますけれども、どんなでしょうか。

○議長

はい、答弁を許します。石橋建設水道課長。

○建設水道課長

深町議員の再々質問にお答えいたします。中央線が消えている路線は5路線ございますが中央線を引き直した方がいいのか、実情に応じた速度標識を設置するのがいいのかを警察と協議を今後進めていこうと考えております。以上でございます。

○議長

何かちょっと回答になっていますか。はい、どうぞ。

○町長

補足の回答をさせていただきます。えっと、まずあの警察と協議をさせていただいて、必要に応じて、緊急要請があれば補正予算でお願いするということになります。ただ、今からちょっと警察の協議ということになりますので、しばらく時間がかかるかと思っておりますので、仮に補正が必要な場合には、また議員の皆様には補正予算としてお願いすることもあるかと思っておりますので、よろしくお願い致します。以上でございます。

○議長

続きまして、2点目、町道中央線の道路としての位置づけについての再質問ございますか。深町議員。

○深町敏生議員

町道 10 号線は、平成 23 年から整備が進んで、15 年を経過して、三八松交差点から花宗までの 1.1 km が整備されたということでありますけども、車道の有効幅員は平均 5.5m 以上確保されているということで。片側 2.75m とお聞きしております。十分な片側一車線道路として、幹線道路として、安全に車が交差できる道路に改良されたというふうに私は思っております。町道 10 号線は、国の自転車道歩行者道整備事業を活用して整備をされてきましたけども、この実施した 15 年間の間の総事業費、総工事費がどれほどかかっているのか、お尋ねをいたします。

○議長

はい、答弁を許します。石橋建設水道課長。

○建設水道課長

5 番深町議員の再質問にお答えいたします。町道 10 号線の総事業費につきましては、用地補償工事費を含めまして、約 5 億 6000 万でございます。以上です。

○議長

2 点目について再質問ございますか。深町議員。

○深町敏生議員

ありがとうございます。5億6000万ということで、まあ、巨額の事業費で整備された町道10号線ですけども、拡張工事が始まった平成23年当時は整備後、地域住民の方、私も含めてなんですけど、時速今30kmになっておりましたけど、40kmというになるんじゃないかという期待も非常にあったというふうに私は記憶をしております。先ほどのお答えでは、時速30kmに変更はございませんとのことでございました。答弁の中では、ちょっと長くなりますけども、町道10号線は幹線道路であり、校区内の移動、通勤通学を担う道路、集落内の狭い生活道路として整理することは適切でないと思いますが、大型車両が頻繁に通行することにならないようにする必要もあると考えています。とお答えをいただきました。今回の道路交通法の改正に伴う生活道は5.5未満であります。町道10号線はそれにあらずであれば、時速30kmから40kmに上げても道路幅員は確保されており、格段に安全性は確保できております。なおかつ、答弁の中であった大型車両も頻繁に通行することにならないようにすることも必要であると考えています。とのことで、十分にその安全対策が講じられているとすれば、町民、とりわけ、大莞校区の長年の願いを叶えてもいいんじゃないかと私は思います。私も時速30kmで、あそこを走行しておりますけども、新しく整備されたことによって、前は追い越しができなかったんですけど、たまに、何回か追い越しをされ

たことがございます。非常に逆に危ない状況にもなっているのかなというふうにも私なりに感じておりますけども 40km にして、追い越し禁止のラインを引くとかですね。そういうこともええ考えていただけるんだろかというふうに思いますが。毎日、時速 30km で、通勤されている町長に、再度そこら辺お聞きしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長

はい、答弁を許します。広松町長。

○町長

深町議員の再々質問にお答えいたします。はい。私も毎日、自宅から役場まで通勤で使わせていただいている道路でございます。できるだけ安全、そして円滑に通行したいと思って、30km で通行をさせていただいております。ただ、自宅から役場までっていうのは、私、約 3 km でございます。そのうち町道 10 号線、2 km 程度かなと思っています。三八松の信号が役場までということで、そして時速 40km で走行しておりますので、計算しますと約 4 分で到着するということです。そしてあの時速 40km にした場合のちょっと計算をしますと約 3 分ということで、計算上は 1 分の差になります。ただ、実際には交差点の停止とか、減速をすることもありますし、仮に 40km を走行する期間があったとしても、ま

あ短縮される時間は1分にまあ満たないというような形。まあ、計算上はそうでございます。一方で速度が上がれば、歩行者や自転車、交差点から侵入する車両を発見してからの距離は長くなります。先ほど言われました通り、まあ追い越しでの事故もありますけれども、そういった飛び出しの事故というのとも考えられますので、事故が起こる場合の被害も考えないといけないというふうに思います。特にあの町道10号線につきましては、校区内の通勤であったり、通学、また日常生活に利用される道路との交差も多いところになっておりますので、安全性については、やっぱり十分に考慮しなければいけないというふうに思います。ただ、先ほどご指摘の通りでございまして、町道10号線の幅員改良によりまして、道路の幅員は確保されております。一般的な狭い生活道路とは道路状況が異なる区間ということで承知をしております。先ほど建設水道課長が申しましたが、生活道路だから一律に30kmという結論というものでは私はないというふうに、ちょっと今回質問いただいて思いました。道路の幅員であったり、歩道の有無、そして、沿道の住民の皆さんで、交差点の状況、通学利用、そして過去の事故状況などを客観的に確認して、さらにご承知の通り、速度規制というものは、町だけであの決定するものがございますので、公安委員会の権限でございまして、しっかりと警察との協議をさせていただいて、そういった町道10号線実態について、警察としっかり共有をする。そして安全性を確保した上で、40kmの規制となることが可能な区間があるのか、現地の確認を含めて協議をしたいというふうに思っております。私

としては、通勤時間短くなることも大切ですが、それも優先したいと思うんですけど、やはり住民の皆さん、また子どもたち、高齢者も含め、誰もが安心して利用できる道路というのが必要なんだろうというふうに思っています。それと合わせて、今回は白線についても少しご指摘がありました。やはりどこについても、やっぱりこの道路の維持管理費がどうしても足りてないというふうに私も思っています。先日、福岡県道路協会で決議文もありましたけども、やっぱり生活道路をしっかりと維持管理をしていくことも、11項目のうちの1項目ということで、あの、私、決議に読み上げさせていただいて賛同いただきましたので、しっかりと国、県に対しましても、予算確保には努めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長

はい、続きまして3点目、町道10号線の自転車、歩行者の通行についての再質問ございますか。はい、深町議員。

○深町敏生議員

ありがとうございました。ただいま答弁では、歩行者道と自転車道について、自動車の交通量、自転車、歩行者の通行量を調査して、安全を確保できるように、交通管理者である筑後警察署と協

議をしてまいりますということでございました。町としては、歩行者道と自転車道は一体的に通行できるように動いているというふうに、私は理解してよろしいのか、そこら辺回答を求めたいと思います。全国の事例を見る中で、歩行者道の中に青色とか色付けをして、自転車道がわかるようにしてあるところも、見受けられます。まあ、このようなことも考えてあるのか、お聞きをしたいというふうに思います。よろしくお願い致します。

○議長

はい、答弁を許します。建設水道課長。

○建設水道課長

深町議員の再質問にお答えいたします。町道 10 号線の歩道につきましては、今、警察と協議を行っているところでございます。歩道内の色分け等のご質問ですが、今現在は、まだ警察の自転車通行化の許可が出ておりませんので、歩行者専用の規制となっております。原則として自転車の通行が想定されていない区間でございます。そのため、この区間に今現在、自転車歩行者を分ける色分けを行う交通法規上は困難であると考えております。警察の合意が取れば合意が不可欠と考えております。まずは所轄警察署と協議を行い、歩道の幅員や自転車の状況部分や自転車通行

かへの規制変更が可能かどうかの安全対策を検討してまいります。以上です。

○議長

はい。3回目の質問、深町議員。

○深町敏生議員

町道10号線の国の補助事業である、何遍も言いよりまずけど、自転車道歩行者道整備事業を活用して整備をされております。そもそもの設置目的は、車道の道路幅員の拡張による片側1車線の確保に加えて、小学生などの歩行者や中学生の自転車通学道と、車道の分離帯の設置が主なものではなかったんかなというふうに思っております。歩行者と自転車が一緒と。自動車との通行を安全に分離して、事故を防ぐために道路を整備する事業のようでございますけれども、もし自転車がその歩行者道内を通行できなくなった場合は、この事業を目的に沿っているというふうに言えるのか。場合によっては、その事業に要した補助金の返還とか、そういうものにならないのか、私は心配をしております。そこら辺、どういうふうな町として考えてあるのか、お聞きしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長

建設課長でよろしいですか。答弁を許します。建設水道課長。

○建設水道課長

深町議員の再々質問にお答えいたします。町道 10 号線におきましては、事業期間中は毎年度、県を通じて国に申請しております。今現在、自転車通行はダメという判断は出ておりませんので、警察の方が自転車は通行できないという最終判断が出た段階で、県の方へ報告相談を行い、指示をあおぐように考えております。以上です。

○議長

よろしいですか。じゃあ 4 点目、中学生の自転車通学における交通ルールの指導についての再質問ございますか。深町議員。

○深町敏生議員

先ほどの答弁では、非常にいろんな取り組みをしてあるということで、ありがたく思っております。やっぱり通学は、自転車も多いということで、転んだりとか、転倒したりとかいうこともございます。一昨日、町議、皆さんで中学校の方にお伺いして、主権者教育を行わさせていただきました。その中で、生徒さんたちに、最初に

自分たちが、どういうふうに取り組むべき課題と言いますか、今一番何が問題かっていうことを、宿題で各自検討して、紙にペーパーに、書いてきておられました。その中で一番私なりに見たところ、大溝から自転車で来る時に道路がガタガタで整備してほしいというような意見とか。クラブ活動で夜遅くなって街頭を設置してほしいとか、そういう意見が、身近に中学生の皆さんから、意見をいただいたということで、新たな視点もやっぱり生徒さんの立場で、話が来たので、非常に具体的に出ましたので、今後そういった面も我々も検討して、町の方に、要望等も出していかないかなのかなというふうに思いました。今後とも、この道路交通法の改正に伴いまして、自転車も青切符を切られるという、いうこともありますので、十分な指導をお願いして質問を終わりたいと思います

○議長

ありがとうございました。これで深町議員の質問、一般質問を終了いたします。暫時休憩いたします。再開は午後 1 時といたします。

休憩 1 2 時 0 0 分

再開 1 3 時 0 0 分

○議長

再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を行います。9番古賀靖子議員の一般質問を許します。2つの質問事項があるので、1つずつ質問してください。古賀靖子議員。

○古賀靖子議員

9番古賀靖子でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問いたします。6月に災害時における避難所の強化について質問をしています。9月1日は防災の日です。1923年（大正12年9月1日）に発生しました関東大震災の教訓を忘れないため、また、1959年（昭和34年）の伊勢湾台風で大きな被害が出たことをきっかけに、1960年（昭和35年）に政府が制定しました。9月は防災月間でもあります。そこで、今回も「熊本地震の教訓が本町にどのように活かされているのか」そして、「大災害を経験していない本町において、災害をいかに“自分事”としていくのか」という視点から質問いたします。まず、10年前の熊本地震では、多くの尊い命が失われました。しかし注目すべきは、その多くが地震そのものによる直接死ではなく、避難生活の中で亡くなった、いわゆる災害関連死であったという事実です。避難所における生活環境の悪化、トイレ不足、十分でない食事、床での雑魚寝、こうした環境が体調を崩し、命を奪う結果となりました。つまり、災害は発生した瞬間だけでなく、その後の避難生活の質によっても、人の命を左右するという現実があります。この教訓は、その後の災害、例えば近年の地震においても繰り返し指摘されております。一方で、本町においては、幸いにも大規模な被害

を伴う災害の発生は少なく、今回の熊本地震においても、震度4にとどまり、避難所の開設には至りませんでした。これは喜ばしいことである一方、見方を変えれば、「大規模災害に対応した避難所を開設したことがない」という現実でもあります。私はここに、本町の防災意識に課題があるのではないかと考えます。そこで、3点お尋ねいたします。まず1点目、避難所の開設及び初動対応についてです。仮に本町で大規模な災害が発生した場合、避難所は発災後、どの程度の時間で開設される想定でしょうか。また、その初動において、トイレ、食事、ベッドといった基本的な生活環境、いわゆるTKBはどの段階で確保される計画となっているでしょうか。熊本地震の教訓からは、発災後48時間以内にこうした環境を整えることが重要とされています。本町において、その目標は現実的に達成可能な体制となっているのか、具体的にお示しください。2点目、避難所運営の主体についてです。避難所運営は行政が運営するものと捉えがちですが、実際には職員だけではすべてを担うことは困難であり、住民の協力が不可欠です。本町においては、避難所運営は誰が主体になる想定でしょうか。自主防災組織や地域住民が実際に役割を担う体制となっているのか、またその役割分担は明確になっているのか、お尋ねします。最後に、住民の防災意識です。本町では防災訓練や啓発活動が行われておりますが、それがいざというときに自分が動くという意識につながっているのでしょうか。例えば、避難所で自分が何をするのか、誰がリーダーとなるのか、どのように役割分担をす

るのか。そうした具体的なイメージを持っている住民はどれほどいるのか、町として現状の認識をお伺いいたします。

○議長

答弁を許します。池末総務課長。

○総務課長

9 番古賀靖子議員の一般質問にお答えいたします。まず、7 月 28 日午後 4 時 27 分、熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード 7.1 の令和 8 年熊本地震が発生し、熊本県内では、最大震度 7 を観測しました。本町においても、震度 4 を観測したことから、直ちに第 1 配備体制をとり、町内の被害状況の確認と、必要な協議・対応を行いました。その後、発災以後に被害の報告がないことを確認し、翌日に第 1 配備体制を解除しております。今回、本町では避難所の開設には至りませんでした。近隣自治体で発生した大規模災害を、改めて本町の初動体制、避難所の開設・運営、受援体制を点検する機会と受け止めております。本町は、これまで大規模災害による深刻な被害や長期の避難所運営を経験しておらず、この点は幸いである一方、経験がないことを備えが十分である理由にはなりません。避難所の生活環境を改善する取り組みとして、現在、役場に隣接し、指定避難所でもある大木町総合体育館の空調整備工事を進めています。また、今年度は、

小中学校体育館4施設の空調設備設計業務を行っています。空調整備は単なる快適性の向上ではなく、猛暑下の避難生活において熱中症から命を守るための最大限の環境整備です。総合体育館を中核的な避難所として優先的に強化し、学校体育館についても財源を確保しながら、計画的・段階的に整備につなげてまいります。開設と物的支援の調整に関する最終的な責任は町にあります。しかし、大規模災害では職員も被災者となり、限られた職員だけで全ての避難所を長期運営することはできません。本町では、全ての自治区に自主防災組織が組織されております。この地域基盤を生かし、行政の責任を住民に転嫁するのではなく、町が責任を果たしながら、避難者、地域住民、自主防災組織、施設管理者、防災士等がそれぞれの知識と力を持ち寄る協働型の運営を基本としたいと考えております。古賀議員の1つ目の質問、「避難所の開設及び初動対応について」は、本町では、大木町地域防災計画に基づき、災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合に、災害対策本部等が判断し、災害状況に応じて指定避難所を開設しております。発災後の具体的な開設時間については、発災直後は、まず避難所施設の安全確認、通信確保等が必要ですし、職員の参集と、その後、避難所運営の指揮等を担当する職員の配置に多少の時間を要します。発災の時間帯や被害状況にもよりますので、「発災後一律何分」に何分という想定はできませんが、安全を確認しつつ、可能な限り迅速な開設を目指しております。また、TKB、トイレ、食事、ベッドの確保につきましましては、議員ご指摘の熊本地震の教訓である発災後48時間以内の

生活環境整備は、本町においても重要な課題と認識しております。トイレについては、既設トイレが使えない、不足する場合は、備蓄している携帯・簡易トイレに加え、仮設トイレ等民間事業者との協定により、各避難所の状況に応じて対応していき、地域防災計画における防疫及び清掃計画に基づき、徹底した消毒活動、清掃業務を実施していきます。食事については、初期段階では、備蓄食料で対応し、段階的に炊き出しと供給体制を拡充し、食料の確保と供給に努め、必要な食料の確保ができない場合は、県および近隣市に対し応援を要請します。ベッドについても、備蓄している簡易ベッドや段ボールベッド等、民間事業者との協定により、要配慮者等各避難所の状況に応じて対応していき、長期化する場合は、地域防災計画における応急仮設住宅提供等計画に基づき、対応していく考えです。なお、48時間以内という目標について、現実的に達成可能な体制となっているのかについては、正直に申し上げますと、本町は大規模な被害を伴う災害経験がなく、これらの体制、計画が、実際に機能するかについては、これからの訓練等を通じた検証が必要と考えております。次に、2つ目の避難所運営の主体と役割分担についてお答えします。避難所運営は、町職員のみでは対応困難であり、他行政職員や住民、ボランティア等の協力が不可欠であることは認識しております。初期段階では、町が中心になり、避難所運営班を配置して開設・初期対応を行い、長期化する段階では、ボランティアを含む地域住民が主体となり、町職員・施設管理者と協力して運営していく。これは、職員だけではすべての運営業務を担うことが困難

であり、また、避難者の多様なニーズに対応するには、地域住民の主体的な参画が不可欠だからです。なるべく早い段階で避難所を利用する人たちを主体とした運営班を組織し、自主運営を目指していく考えです。しかしながら、現在、本町の自主防災組織の役割としては、平時では、避難所支援体制の構築・研修・訓練の実施、避難行動要支援者の支援者選定等をお願いしており、発災直後には、情報収集、伝達、被災者避難支援、初期消火、避難者救助、救助などをお願いしているのが現状です。本町の地域防災計画及び大規模災害指定避難所開設運営マニュアルにおいて、行政と住民による協力等役割について定めておりますので、今後は自主防災組織も実際に避難所運営への協力等役割を、明確にし、その役割を担う体制の構築に取り組まなければならないと考えております。次に、3つ目の「住民の防災意識について」お答えします。議員ご指摘の「防災をいかに自分事としていくのか」という視点は、本町の防災対策における最大の課題と認識しております。現状認識としましては、本町では各種の防災訓練や啓発活動を複数回実施してきておりますが、正直に申し上げますと、担当者間の訓練が中心となっており、実際に住民を交えた訓練は十分ではございません。これでは、災害時に混乱した住民の対応に職員も困惑するという事態が生じかねません。本町は幸いにも大規模災害の経験が少ないため、多くの住民にとって、いざという時のためにという抽象的な概念のままになっている可能性がございます。具体的には、以下の点が課題と考えられます。1つ目、避難所で自分が何をするのか、具体的なイメージを持つ住民が少

ないこと。2つ目、避難所での役割分担や意思決定の方法が明確でないこと。3つ目、自分たちで避難所を運営するという意識の醸成が不十分であることです。よって、町としましては、防災意識を自分事に転換するために、これから、校区ごとの避難所運営訓練の実施を自主防災組織と協力し、住民参加型の訓練を実施すること。2つ目、自主防災組織の活動支援強化です。定期的な研修訓練プログラムの充実です。また、防災リーダーの育成です。地域の防災リーダーを育成し、地域内での啓発活動を強化すること。最後、住民への啓発活動です。自助、共助、公助、近所の重要性の周知、広報紙、ホームページでの計画的な情報発信などです。このような施策取り組みの推進が必要であると考えており、議員ご指摘の「大規模災害に対応した避難所を開設したことがない」という現実には極めて重要であり、この課題を克服することが、熊本地震の教訓を本町に活かす最大の課題だと認識しております。以上で、9番古賀議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長

- 1、避難所の開設および初動対応についての再質問はございますか。はい、古賀議員。

○古賀靖子議員

答弁ありがとうございます。まず、避難所の開設については、
「発災後一律何分で開設する」といった想定はできないとのご答
弁でした。確かに、避難所を開設するにあたっては、施設の安全
確認、通信手段の確保、職員の参集状況、さらには発災の時間帯
や被害の程度の様々な要因を踏まえる必要があると考えます。一
方で、先週 29 日、「女性ネットワークおおき」主催の防災研修
会の講師の先生からは、「発災時に最も重要なのは初動対応であ
り、そこからすべてが決まる」との話を伺いました。だからこ
そ、避難所の開設にあたって、あらゆる場面を想定した計画を
あらかじめ整備しておくべきではないかと考えますが、担当者の
見解をお尋ねいたします。また、実際に災害が発生した場合に
は、職員の参集状況や物資の配分体制によって、計画どおり進ま
ないことも想定されます。そのような中で避難所開設にあたり、
だれが責任者となり、どの職員がどの役割を担うのかといった具
体的な体制は明確になっているのか、お尋ねいたします。

○議長

答弁を許します。池末総務課長。

○総務課長

古賀議員の再質問にお答えいたします。議員、ご指摘のとおり、
避難所開設の初動対応は極めて重要であることは十分認識してお

ります。先ほど答弁しましたように、発災後の具体的な開設時間は、発災の時間帯や被害状況にもよりますので、想定時間を設定するのはなかなか厳しい現状でございますが、時間の目安が全くないままでは職員や施設管理者等が迅速に行動できない場合もあると考えられますので、今後、安全確認後、可能な限り速やかに受け入れを開始するという基本方針のもと、昼間、夜間、休日などの条件に応じた具体的な行動目標を整理していきます。責任者及び職員の役割分担につきましては、災害対策本部長、町長が避難所開設の最終判断、指示を行い、総務課長は全体総括調整を行います。なお、万一の事態において、代行順位も定めております。次に、避難所運営班の班長が、当該避難所の開設職対応の責任者となり、現在、各避難所には、あらかじめ開設時から運営を行う担当職員3名程度を配置し、その後、状況に応じて交代要員を配置していく体制としております。以上で、古賀議員の再質問に対する答弁を終わります。

○議長

3回目に質問ございますか。はい、古賀議員。

○古賀靖子議員

前に一步進んだような気がいたします。ありがとうございます。
トイレや簡易ベッド、食料などの備蓄についてご質問いたしま

す。各避難所にどの程度配置されているのか、数量及び配置場所を含めた現状をお示しください。あわせて不足が生じた場合の補完体制について、民間事業者や近隣自治体との連携が実効性のある仕組みとなっているのかお尋ねいたします。これまでの答弁により、「計画はある」という点は理解しております。しかし重要なのは、それが実際に機能するかどうかです。熊本地震や能登半島地震においても、計画と現場の乖離が課題として指摘されてきました。本町において掲げている発災後 48 時間以内に T K B、（トイレ、キッチン、ベッド）を整えている目標については、これまで実施訓練などによる検証は行われていません。「訓練を通じた検証が必要」との答弁ですが、今後どのようなスケジュールで検証を実施し、課題をどのように改善していくのか、具体的にお示しください。

○議長

答弁をお願いします。池末総務課長。

○総務課長

古賀議員の再々質問にお答えいたします。現在、避難所に開設して、運営に必要な備品等を保管しております。備蓄品の現状については、主に庁舎の 2 階と 3 階、子育て交流センター及び健康福祉等に分散して保管をしております。食料、飲料水、簡易トイレ

レ、簡易ベッド、毛布等を主に備蓄しております。数量の詳細につきましても、資料としてこちらタブレットの方に資料を入れておりますので、こちらについては後ほど詳細にはご確認をお願いしたいと思います。今後、想定避難者数との比較により、避難所ごとの食料量についても点検をしてまいります。次に、民間事業者や近隣自治体との連携体制についてのご質問と思います。民間事業者や近隣自治体との協定は重要ですが、協定があることだけで物資が届くとは限りません。大規模災害では、協定先そのものが被災することや道路の寸断、燃料不足、広域的な需要の集中なども想定がされます。そのため、協定は町の備蓄を代替するものではなく、町の備蓄を補完する仕組みとして位置づける必要があります。今後は協定の内容を改めて点検し、連絡先、要請手順、供給可能な物資、輸送方法、夜間休日の対応などについて、協定先と実務的な確認をこれから行います。合わせて、協定に基づく物資調達訓練も検討してまいります。あと、TKBについては、発災後48時間以内を一つの目標としますが、48時間後に一斉に整備するという意味でもございません。トイレは発災直後から必要となるため、避難所開設時から使用できる体制を最優先といたします。食事については、初期備蓄により対応しながら、県、協定事業者及び国の支援につなげてまいります。ベッドについては、高齢者、障害者、妊産婦など床での生活による健康悪化の危険が高い方から優先して配置をいたします。今後は、避難所ごとに発災から概ね初期段階24時間以内、48時間以内、それ以降に必要な人員物資及び作業を時系列で整理をしていきます。その上

で、図上訓練と実動訓練の両方により、実際に達成できる体制であるかを検証し、不足する物資、人員、輸送手段を明らかにして改善してまいります。48 時間以内という目標を掲げるだけでなく、どこまで整えられたかを訓練によって確認できる仕組みにすることが重要だと考えております。以上で、古賀議員の再々質問に対する答弁を終わります。

○議長

次に、2 つ目の避難所運営の主体についての再質問ございますか。はい、古賀議員。

○古賀靖子議員

時間がないようですので急ぎます。先ほどの答弁では、主体が「行政と住民の協働」であるとのことでした。そうであるならば、初期段階と長期化する段階を分けて考えるのではなく、災害時全体を見据えた「行政と住民の協働」における役割の明確化が重要であると考えます。そこでお尋ねします。自主防災組織が担う具体的な役割について、平時と発災直後の役割が異なることにより混乱が生じるおそれがありますが、これらは事前に明文化され、関係者間で共有されているのかお示してください。また、6 月の一般質問において、「避難所運営マニュアル」はホームページの公開可能と答弁いただき、現在は掲載されているのを確認して

おります。この避難所のマニュアルの中で、「避難所のルール、避難所は避難所を利用する人全員が協力して運営します」と明記されております。そこで住民が実際にその役割を担えるようにするための訓練や研修がどの程度実施されているのか、あわせてお尋ねいたします。

○議長

答弁を許します。池末総務課長。

○総務課長

古賀議員の質問にお答えいたします。本町の地域防災計画において、自主防災組織の役割について定めておりますが、各自主防災組織に対して、それが十分に明確に共有されているとまでは言えないかと思います。毎年、複数の自主防災組織では防災訓練研修を実施されておりますので、今後は訓練研修の充実を図るとともに、役割分担の明確化、役割を担うための体制構築などに取り組んでまいりたいと考えております。以上で、古賀議員の再質問である答弁を終わります。

○議長

3回目の質問ございますか。はい。古賀議員。

○古賀靖子議員

本町における避難所運営に関わる住民や自主防災組織の参加率、また継続的に関わっている人材についてどの程度把握されているのか現状をお示しください。あわせて、実際に活動できる人材の確保という観点から現状どのように認識されているのかもお尋ねします。さらに、町内で各種資格を有する人材を避難所運営にどのように位置づけ、具体的にどの役割を担ってもらうかについて、制度として明確にしていく必要があると考えますが、この取り組みについての見解をお尋ねいたします。

○議長

答弁を許します。池末総務課長。

○総務課長

古賀議員の再々質問にお答えいたします。自主防災組織の組織状況については把握をしておりますけれども、昼間、夜間の区別や、災害時に実際に参集できる人数、また保有する技能等まで含めた実働的な内容の、可視化には至っておりません。今後は個人情報取り扱いにも配慮しながら、地域ごとに、昼間、夜間に活動可能な人材や、応急手当や防災士等の知識を持つ人材、施設や

地域事情に詳しい人材などを把握していき、制度化に向けて取り組みを進めていく必要があると考えております。以上で、古賀議員の再質問に対する答弁を終わります。

○議長

次に3つ目の住民の防災意識についての再質問はありますか。

○古賀靖子議員

現在も防災意識の向上を図られているということでした。重要なのは実効性であると考えます。この資料を見ますと、「大木町指定避難所開設運営マニュアル」を十分に活用した研修が可能ではないかなと考えます。そこでお尋ねします。現在実地されている防災訓練は、参加した住民が具体的な役割を体験し、「自分が動く」ことを前提とした内容になっているのか、それとも見学型、受動型などの内容がとどまっているのか、お尋ねいたします。また、訓練の参加率や継続的に参加している住民の割合について、町はどのように把握されているのかをお示してください。あわせて、参加していない住民への働きかけについてどのような課題認識を持っているのかお尋ねいたします。

○議長

はい、答弁を許します。池末総務課長。

○総務課長

古賀議員の再質問にお答えはいたします。ええ。先ほどお答えしましたように、これまで実施してきた各種の防災訓練では。担当職員、関係者からの訓練が中心となっておりましたので、実際に住民を交えた訓練については十分にできてはいませんでしたので、自ら具体的な役割や、そうはといったことを体験するところまでは至ってはいないというふうに思います。また、参加状況、参加率継続的に参加している住民の割合についても正確な把握はできておりません。ですので、あと参加していない住民の働きかけにつきましては、今後ですが、参加型訓練を定期的に計画して、訓練の日程内容を事前に周知し、参加しやすい環境を整備して、継続的な参加促進に取り組んでいることを考えております。以上で、古賀議員の再質問に対する答弁を終わります。

○議長

3回目の質問ございますか。はい、古賀議員。

○古賀靖子議員

先週の 29 日の防災研修の資料ですが、「災害はどこでも起こり得る」という前提に立ち、「想定外を想定内にする訓練」この重要性や実践的な防災知識の共有の必要性について、ご講話がありました。防災知識は知っているだけでは不十分であり、行動できるかどうかは問われるものです。29 日の防災研修会では参加者は 101 名で、内訳は町内で 96 名、町外では 5 名と、防災への関心の高まりを強く感じております。本町において、住民一人ひとりが避難所での自らの役割を具体的に理解し、実際に行動できる状態であるか率直な認識をお示してください。まだ十分でないとすれば、今後どのように「自分事化」を進めていくのかが重要であると考えます。役割分担を明確にした実践型訓練の導入や、防災士、自主防災組織を核とした地域単位の訓練の強化などの具体的な改善案と、今後のスケジュールについて伺いたします。

○議長

答弁をお願いします。池末総務課長。

○総務課長

古賀議員の再々質問にお答えいたします。ご質問ですが、現状では地域によって取り組み状況に差がございます。町全体として、住民一人ひとりが自分の役割を理解し、行動できる状態にまで至っているとは評価はしておりません。ですので、自分事化に向け

た具体的なこれからの改善策といたしましては、まず1点目、役割分担の明確化と周知です。2つ目は、実践型訓練の導入です。

3つ目は、防災士、自主防災組織を核とした地域単位での訓練強化です。4つ目は、防災リーダーの育成です。5つ目は、住民への啓発、活動、強化などというふうに、この項目を考えております。ですので、今後、段階的になると思いますが、できるだけ早くこういった項目の内容の取り組みを前進させるように進めてまいります。以上で、古賀議員の再々質問に対ことで終わります。

○議長

続いて、2つ目の質問、防災について質問してください。

○古賀靖子議員

先ほどの続きとしましては、やはり実行すべき段階に入っていると思いますので、想定外を設定内にする訓練案をぜひお願いしたいと思います。次に防災士の育成から活用へ入ります。防災士の地域防災の担い手として位置づけについてです。先ほどの防災の質問に関連し、本町における防災士の活用についてお尋ねいたします。本町では防災士資格の取得に対して全額補助を行っており、これまでに55人の防災士が誕生していると伺っております。地域の防災力向上に向け、人材育成に積極的に取り組んでこられた点については、大変意義のある施策であり、評価するもの

であると思います。しかしながら、その一方で、現在、防災士として具体的な活動が町民に見える形で展開されているとは言い難いのではないのでしょうか。せっかく育成された人材が十分活かされていないのであれば、その効果は限定的なものにとどまってしまいます。そこで、3点お尋ねいたします。1つ目、本町において防災士の役割はどのように位置づけられているのでしょうか。平時における活動内容、また災害時において担うべき役割について明確な定義がなされているのかお伺いいたします。2点目、防災士の方々の名簿や所在の把握、地域ごとの配置などは行われているののでしょうか。いざという時に機動的に動ける体制が整っているのか、現状について具体的にお示しください。最後に、先ほどの避難所運営の質問とも関連してお尋ねいたします。大規模災害時に避難所運営を住民主体で行っていくのであれば、その中心的な役割を担う存在として、防災士の活用が不可欠であると考えます。避難所ごとに防災士を配置し、受付や物資管理、衛生管理などの運営に関わるリーダー役割を担っていただくことは有効ではないのでしょうか。本町において、そのような具体的な活用の仕組みは検討されているのかをお尋ねいたします。

○議長

答弁を許します。池末総務課長。

○総務課長

9 番古賀靖子議員の一般質問にお答えいたします。本町が防災士資格の取得を支援し、これまでに 55 名の防災士が誕生していることは、地域防災の大切な基盤です。一方、資格取得後の活動が町民に見える形になっていないというご指摘は、真摯に受け止める必要があります。防災士は、法令上、町から指揮命令を受ける法的職務ではなく、資格を持つ地域の担い手です。そのため、資格を取得したことだけをもって、一律に活動を義務付けることはできませんが、活動する意思のある方が知識を活かせる仕組みを町が用意することは必要であると考えております。ご質問の、防災士の役割の位置づけについては本町における防災士の役割は、地域防災リーダーとして位置づけられております。平時における活動内容については、自主防災組織の組織化、地域における防災知識の普及啓発、各家庭での防災備蓄減災対策の呼びかけ、地域の危険箇所の確認、防災訓練の参加実施などです。災害における役割については、高齢者等避難支援時に、要配慮者への避難支援、初期消火活動、被災者の救出救助活動への参加、避難所運営における住民主体の活動支援などを担うとなっております。しかしながら、現状として、防災士の役割が明確に周知されていないという課題がございます。防災士資格取得者の中には、資格を取得したが具体的に何をすべきかよくわからないという方がおられると聞いておりますので、今後、防災士資格を取得された全防災士に定義している役割等を周知する必要があると認識しております。次に 2 つ目の防災士の名簿管理と地域配置についてお答え

します。本町では防災士資格取得助成制度を通じて育成した防災士については総務課で名簿を管理しており現在 55 名の防災士の氏名所在地連絡先等も把握しております。防災士の地域ごとの配置については町全体で 55 名の防災士がいますが地域によって配置にばらつきがございます。現在のところ全地区に防災士の配置ができていないため未配置地区には働きかけを行っております。なお、各防災士がどのような活動を行っているか、具体的に把握できていない状況です。また、いざというときに機動的に動ける体制については、現状では次の課題がございます。1 つ目、連絡体制の未整備です。防災士全体を一括して連絡招集する仕組みがございません。2 つ目、役割分担の不明確さです。防災士個々の役割が明確でないため、災害時の対応は不確実となってしまいます。3 つ目、地域との連携不足です。防災士と自主防災組織との関係が十分に構築されていない地区は多いことです。このような状況ですので、ご指摘のように、機動的に動ける体制の整備に向けて改善していかなければならないと考えております。次に、3 つ目の避難所運営における防災士の活用についてお答えします。議員ご指摘のとおり、避難所運営を住民主体で行うためには、防災士の活用は有効であると認識しております。防災士も避難所運営の中心的な役割を担う存在として位置づけられればと考えております。ただ、現段階においては、先ほど 2 つ目の質問でお答えしたように、防災士が機動的に動ける体制に課題があり、活動が十分に行われておりませんので、改善に向けて取り組みを進めていきつつ、今後の方向性・方針として、防災士と自主防災

組織、行政が協力・連携し、共通認識を持って、避難所の運営に必要な知識・技能を習得するための研修・訓練の実施、校区ごとの避難所訓練を防災訓練計画に盛り込み、早期に実施できるよう取り組んでいくこと、防災士が自主防災組織の中で指導的役割を果たせるような支援など、防災士の活用を通じて、住民主体の避難所運営体制の構築を目指してまいります。以上で、9番古賀靖子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長

本町における防災士の役割についての再質問ございますか。

○古賀靖子議員

防災士が地域防災の人材として位置づけられているのであれば、それが実際に機能しているかどうかが重要であると思います。防災士の資格を取得に要する費用は、一般的には6万3800円必要です。本町で募集に応募し、防災士登録まで含む1万2000円が全額補助でされています。今年も募集が行われており、受講者は地域の防災活動に参画したいという思いで受講されているものと認識しています。一方で防災士の方々から「何をすればよいのかわからない」という声を聞く機会も多く、せっかく取得した資格が十分に生かされていない現状は非常に残念です。平時における活動内容や災害時の役割が示されているにもかかわらず、防災士

の役割が十分に周知されていないのはなぜなのか、お尋ねいたします。また、今後どのように課題を整理し、具体的に周知を図っていくのかも併せてお示してください。

○議長

答弁をお願いします。池末総務課長。

○総務課長

古賀議員の再質問にお答えいたします。防災士の役割が十分に周知されていないという点については、町としても課題であると認識しております。防災士は、資格を取得しただけで自動的に行政の指揮下に入るものではなく、また、災害時活動を一律に義務付けられるものでもございません。一方で、地域防災に関する知識を持つ人材として、平時および災害時にその知識と経験を活かしていただくことは、本町の防災力を高める上で大変重要でございます。よって、今後は防災士に期待する役割について、平時と災害時に分けて整備をして、平時については防災、自主防災組織が行う訓練への協力、防災知識の普及啓発、地域の危険箇所や避難経路の確認、家庭内備蓄の呼びかけなどを想定しまして、災害時については、本人及び家族の安全を確保した上で、可能な範囲において、地域の安否確認、要配慮者の避難支援、避難所の開設・運営補助、情報収集、伝達など、そういったものに協力していた

だくことを想定いたします。まず、町が把握して防災士の皆様に対して、町として期待する役割を今後、文書でお示しするとともに、説明会や意見交換の場を設け、それぞれが協力できる活動内容を確認してまいりたいと考えております。以上で、古賀議員の再質問に対する答弁を終わります。

○議長

3回目の質問ございますか。古賀靖子議員。

○古賀靖子議員

ありがとうございます。名簿が整理されているということでした。課題を教えていただいたのですが、一つ目が連絡体制の未整理、二つ目が役割分担の不明確さ、三つ目が地域の連携不足、が示されました。防災士は今後も増加していくことが想定されます。これらの課題をいつまで、どのように解決していくか、具体的に時期は考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長

答弁を許します。池末総務課長。

○総務課長

古賀議員の再質問にお答えいたします。現在、防災士の資格取得者の名簿について把握はできておりますけれども、その年度の把握だけの内容をいかに充実していくかということで、これから防災士、例えばですけども、防災士会、防災士組織連絡協議会というような組織化を作り、その中でその役割もしっかり共有できればというふうに、今後の方針については考えております。以上で、これは議員に対する質問に対する答弁を終わります。

○議長

2、防災士の名簿や所在地の地域ごとの配置は行われているかについての再質問ございますか。古賀議員。

防災士の具体的な活用の仕組みは検討されているかについての再質問ございますか。古賀議員。

○古賀靖子議員

防災士の避難所運営に関する方向性があるということで、具体化されることが重要だと思います。現在、本町において避難所ごとに防災士を配置するような体制、計画ってすでに存在しているのでしょうか。それともあくまでも検討の課題にとどまっているのでしょうか。

○議長

答弁余裕にします。池末総務課長。

○総務課長

古賀議員のご質問にお答えいたします。先ほど2つ目の再質問でも、お答えしたかと思いますが、現在、全ての地域の避難所に防災士を具体的に配置した配置計画は策定できておりませんが、避難所に防災士を配置する体制については、現時点で具体的な配置計画として確立しておりませんので、今後の検討課題ということで受け止めております。以上で終わります。

○議長

3回目の質問ございますか、最後ですね。

○古賀靖子議員

久留米市はどういうふうに活用しているかっていうことをちょっと見ていただきたいと思って、久留米市は「防災リーダーズ養成」として「防災士と防災リーダー」の活用範囲を明確にしていると思います。こういう取り組みをしたらいかがかなと思っ

て、本町として防災士の避難所への中核として位置づけて、誰がどのような、どこで避難所でどの役割を担うかまで具体的に落とし込んだ運用体制を構築する必要があると考えます。その上で、今後どのようなスケジュールで配置計画運用を具体化し、住民や自主防災組織を訓練していくのか、実効性のある実施方針についてお示してください。

○議長

答弁を許します。池末総務課長。

○総務課長

古賀議員の再質問に対するお答えいたします。議員ご指摘の通り、防災省避難所運営の中核人材として位置づけるのであれば、誰がどの避難所でどの役割を具体化という語源化しなければなりません。災害時に機能する体制とはならないことを認識しておりますが、現在、町としては、防災士も避難所運営を支える重要な人材の一つとして位置づける考えでございます。今後、できるだけ早期に防災士の所在、活動意向および協力可能な内容を確認するとともに、各避難所の施設条件、想定避難者数、地域の自主防災組織および町職員の配置状況について整理をしていきます。また、防災士を町が強制的に動員するのではなく、本人の意思と、安全を尊重しながら、活動する意思のある方を登録させていただ

いて、役割を明確にして、自主防災組織や町職員とともに訓練をしていく仕組みへと、こういった内容で今後進めていきたいというふうに考えております。以上で、古賀議員の再質問に対する答弁を終わります。

○議長

以上で、9番古賀靖子議員の一般質問を終わります。

○古賀靖子議員

わかりました。ありがとうございます。

○議長

暫時休憩いたします。再開を14時といたします。

休憩 13時 50分

再開 14時 00分

○議長

再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を行います。13 番中島和正議員の一般質問を許します。3 つの質問事項があるので、1 つずつ質問してください。中島和正議員。

○中島和正議員

会議の方は後ほど開催をさせていただきますので、その際にまたご案内をいたしますので、よろしくお願いいたします。それでは議長の許可を得ましたので、13 番議員中島和正、通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。3 つ質問は出させていたいただいておりますが、ご指示の通り、1 問目から順次質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。まずは、小中学生及び高校生世代を対象とした資格取得受験料助成制度の創設についてご質問をさせていただきたいと思います。こちら近年、子どもたちを取り巻く教育環境が大きく変化をしてきております。学校教育だけでなく、自らの能力や可能性、これを広げるために各種資格取得へ挑戦することが重要視されている世の中でございます。その代表的なものとして、英語検定や漢字検定、それから数学検定をはじめ、情報処理関係やプログラミング、また簿記など、将来の進学や就職にも役立つ資格・試験は数多く存在をしております。これらの資格は、学習意欲の向上や目標を持つて努力をする姿勢を育むだけではなく、自分に自信を持つことにもつながるなど、大きな教育効果が期待されています。しかしながら、近年は受験料の値上げも続いており、一人のお子様が複数

回受験する場合に加え、 2 人、 3 人と受験する兄弟、姉妹の子どもがいるご家庭では、保護者の経済的負担は決して小さくありません。物価の高騰が続く現在、生活に余裕のない家庭やひとり親の家庭などでは子どもに受験をさせたくても費用面の理由から断念せざるを得ないケースも少なくないと聞いております。また、保護者の方々からも助成制度に対する切実な声も聞き及んでおるところでございます。また、失礼。さらには家庭の経済状況が厳しいことを子ども自身が理解し、家計に負担をかけたくないとの思いから、受験を希望しながらも、保護者に受験したいと言い出すことができず、挑戦を諦めてしまう子どももいると伺っております。本来、子どもたちが学ぶ機会や将来への挑戦は、家庭の経済状況によって左右されるべきものではなく、意欲のある子どもが、安心して挑戦ができる環境を整備することは、行政として重要な教育支援策の一つではないかと思っております。全国では、英語検定などの受験料を助成する自治体も徐々に増えており、学力向上や英語教育の推進だけではなく、子育て支援や教育格差の解消を目的として制度化されている事例を見受けられるところでございます。本町におきましても、小中学生はもとより、高校生世代までの対象を広げ、英語検定や漢字検定、数学検定をはじめとする各種資格試験の受験料を助成する制度を創出することで、子どもたちの学ぶ意欲を後押しし、夢や目標への挑戦を応援することができ、また子どもの教育に力を入れるまちとして特色ある教育施策となり、子育て世代への大きなアピールにもつながるものと考えるところでございます。未来を担う子どもたちへの教育投

資は、将来の地域を支える人材育成への投資でもあります。そこで、子どもたちの学習意欲の向上や教育格差の解消を図るため、英語検定、漢字検定、数学検定をはじめとする各種資格試験受験料助成制度を今後創設する考えはないのか。また、本資格取得支援制度を本町独自の特色ある教育施策として位置づけ、子育て世代に選ばれる町づくりや人材育成につなげていく課題について、町の見解を解きたいと思います。以上、よろしく願いいたします。

○議長

答弁を許します。広松町長。

○町長

13 番中島和正議員の一般質問にお答えします。まず、小中学生及び、高校生世代を対象とした資格取得受験助成制度の確立についてお答えいたします。英語検定、漢字検定、そして数学検定をはじめとする資格検定試験への挑戦は、日頃の学習の到達度を確認するとともに、子どもたちが次の目標を持つきっかけになるものと思います。努力の成果を実感し、自信を深め、将来の進路や選択肢を広げるという点においても大きな意義があると認識しております。また、物価高騰が続く中、受験料が家庭の負担となり、子どもたちの挑戦する機会が家庭の経済状況によって左右さ

れることはできる限り避けなければなりません。資格、検定試験に挑戦する子どもたちを支えるというご提案は、頑張る人を応援する仕組みをつくるという、私の基本的な考え方とも重なるものであり、その趣旨については十分理解していることでございます。公費負担の問題は、教育格差と教育機会の実現のあり方に関連しています。公的支援制度は、経済的な理由で塾に通えない子どもに学習機会の提供や学力向上、スキルアップのための資格取得など、将来の選択肢を拡大するための支援が考えられます。このように、教育サービスの分野でも、助成目的や対象は、多岐にわたり社会的課題の解決に必要な支援か否かを整理する必要があると考えます。ご提案の公費による助成制度として実施する場合には、対象とする資格検定の公益性や教育効果、対象年齢、助成回数、助成率や上限額、学校を通じた団体受験との関係、他の支援制度との重複など、あらかじめ公共サービスの公正性の視点から整理すべき課題があります。特に高校世代まで対象とする場合には、町外の学校に代わる制度の在学状況や受験実績をどのように確認をするのか、また、小学校から高校生までの幅広い年代について、どのような資格検定を対象とすることが適切なのかについても検討が必要であると考えます。資格の種類を際限なく広げたり、対象者数や将来の財政負担を十分に見通さないまま制度を開始することにつきましては、財政の健全性、また公平性や制度の継続性の観点から適切でないと考えられます。この段階、資格取得受験料の助成につきましては、まず、児童生徒や保護者のニーズ、現在の受験状況、学校現場の意見、学校における団体受験

の有無、近隣自治体との実施状況、受験料及び想定される受験料などについて調査してまいります。その上で、英語検定、漢字検定、数学検定など、学校教育や学習指導との関連が明確で多くの子どもたちが利用し得る資格・検定を中心として、対象や年間の助成回数、助成率または上限額を一定程度絞った支援のあり方を検討してまいります。制度を設計する際には、町内に住所を有する小中学生及び高校生世代を基本としながら、申請方法、町外通学者の取り扱い、学校を通じた団体受験との関係などについても整理する必要があります。また、この制度は、合格した子どもたちを応援するものではなく、目標に向かって努力し、挑戦すること自体を支えるという考え方が重要であると考えます。そのため、合格者のみを助成の対象とするのか、受験したことをもって対象とするのかについても、制度の目的に照らして慎重に整理してまいります。今後、教育委員会、学校及び関係課と協議し、利用する家庭にとって分かりやすく申請しやすい制度とすることに加え、学校や行政の事務負担にも配慮しながら検討を進めてまいります。まずは、実態調査と制度設計を進め、教育効果、公平性及び財政の継続性を確認した上で、令和9年度からの実施を視野に具体的な検討を進めてまいります。本町が目指す子育て支援は、単に給付や助成の種類を増やすことではないというふうに思います。子どもたちが学び、目標を持って挑戦し、自らの可能性を広げることのできる環境を整えることが大切であると考えております。財政の健全性を前提に、限られた財源の中で、公正性と教育効果および制度の継続性を十分に見極め、子どもたちの成長

と本町の将来を担う人材への有効な投資となるよう取り組んでまいる所存です。以上 13 番中島和正議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長

再質問はありますか。中島和正議員。

○中島和正議員

それでは会議を開催いたしますので、ご参加の方よろしく願いいたします。画面上におきましては、英語検定の受験料の画面が出ておるかというふうに思いますが、いかがでしょうか。はい、それでは質問と申しますが、私の先ほどの答弁については、ほぼ具体まで示されてですね、答弁をいただいております。今回の質問を出させていただくにあたり、私からの質問の意義、意図を深く理解し、共感もいただけていること、またさらには未来を担う子どもたちへの挑戦を応援し、下支えをしていこうという決意と考えるのもと、具体的な実施の時期にまで踏み込んだ検討を行う旨、明言し、見解を示されたことについて評価申し上げたいと思います。今回の質問にあたりまして、町長はそこまで踏み込んだ回答はいただけないんじゃないかというふうな、危惧もございましたので、事前に私の方で、受験料の高騰等、全国でこういった英語検定等に助成を実施されている全国の自治体、こういったも

のを調査させていただいておりましたので、こちらをご披露させていただきながら話を進めてまいりたいと思います。今、画面上に出させていただいておりますのは、公益財団法人日本英語検定協会が実施される英検の受験料、本会場における受験料でございます、その5年間の増減ということでございます。各級ごとに受験料がお示しの通り設定をされておりますが、2022年の1級の例えば8400円から、今年2026年度は9000円、増減額はプラス600円ということで、プラス7.1%以下、様々な等級におきまして増額がなされておるところでございます。次に、こちら出させていただいておりますのは、全国の主な英検受験料助成制度導入の自治体の一部だと一部でございます。上は北海道から沖縄県の自治体まで多くの自治体が取り組みをなされております。福岡県内におきましても、ちょうど中間あたりに福岡県中間市、対象は小中学生を対象とし、500円を差し引いた額の自己負担額500円ということで実施をされておりますし、同じく福岡県、同じ県南地区であります。広川町におきましても、小学6年生を対象とされておりましたが、令和8年度からは中学生を対象として実施をされておるところでございます。少し時間もございますので、中間市及び広川町の取り組みについて、その概要を、ご紹介をさせていただけたらというふうに思います。まず中間市におきましては、制度名を「なかまっこチャレンジ」英検補助金と銘打たれまして、その開始時期を平成28年、2016年、およそ10年前の6月から実施をされております。この目的は、公益財団法人日本英語検定協会が実施する英検ジュニアの英検機会を広げ、受験

生徒の英語力や学習意欲の向上を図り、保護者や市内小中学校の経済的な負担を軽減するための目的で実施をされております。対象者は重複しますが、市内の小中学校に在籍をされる児童生徒、または中間市に住民登録があり、市外の学校へ通う小中学生とされておるところでございます。そして受験の利用回数なんですが、1人につき年間1回というふうに設定をされているようでございます。実績といたしましては、教育委員会の点検評価報告書によりますと、中間市におかれましては、英検の受験者全体として422名で、うち小学生が12名、そして中学生が410名ということで昨年度の補助実績としては87万8千円というふうに聞き及んでいるところでございます。次に広川町でございます。先ほど質問の中でも触れさせていただいたかもしれませんが、旧制度から令和8年度におきましては対象を拡大し、中学生までとさせていただいておるようでございます。新制度におきましては、町立の小学校及び町、町内の小学校に通う小学6年生までが対象が拡大されております。受験する級につきましては、中学生においてはこれまでどおり3級以上が対象であるということ、小学6年生については、4級以上からが補助の対象とされているようございまして、補助率は検定料の半額ということでございます。こちらの申請回数については、1年間に1回のみということでございまして、補助の実績としては、補助件数は26名、補助の金額は7万3千円程度ということでご回答をいただいております。繰り返しになりますが、この問題というか提案につきましては、町長の口から令和9年度当初になるか、9年度に向けて

本格的な調査検討を行うという旨、回答をいただきましたので、本町の子育て支援策の充実、また世界に通用する人材育成に位置づけ、本事業が位置づけられまして、本町に住まう子どもたちの健やかな成長を願って、この問題については質問を通しさせていただきますが、改めてちょっと何か、もし補足されたい部分がありましたら、お聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○町長

ご質問ありがとうございます。登壇して、述べた当時でございます。あの、まだまだ検討すべき課題でございます。ただ、全国的な動きとしては、こういった検定試験とか受験とかがありますので、前向きな検討を進めてまいりたいというふうに思いますので、引き続き、いろんな情報を提供よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございます。それでは2つ目の質問事項について質問してください。

○中島和正議員

2点目につきましては、西鉄八丁牟田駅及び大溝駅における駐輪場ですね、こちらの方のマナーの向上を求めたいというふうなことで質問をさせていただきます。八丁牟田駅駐輪場におきましては、自転車や原付バイクが混在して駐輪・駐車されておりまして、その乱雑さが目立っているように感じます。加えて、雨天時におきましては、朝の忙しい時間帯での利用のためか、植え込みとひさしのある駐輪場との間の通路として、確保しているスペースにも自転車等が止められていることが散見をされます。これによりまして、通行を阻害するとともに、歩行の際の危険性もあり、利用者からの苦情が寄せられてきておりました。大溝駅におきましては、本来、駅利用者の車での送迎の際に設けられた駐車場の周囲に自転車や原付バイクが止められておりまして、こちらも利用者からマナーの悪さやモラルの低下を危惧した声が届けられております。多くの利用者に対しまして、どなたでも気持ちよく利用いただくための対策が急務であるというふうに考えますが、こちらも市の見解を聞きたいと思います。

○議長

答弁を許しています。石橋建設水道課長。

○建設水道課長

13 番中島和正議員の一般質問にお答えいたします。議員ご指摘のように、西鉄八丁牟田駅駐輪場では、自転車や原付バイク、大溝駅では展開広場周囲の自転車や原付バイク利用所のマナーの悪さが目立ち、駅利用者の利便性を損ねる状態にあることは承知しております。八丁牟田駅では、時間ギリギリで電車に飛び乗る人や運転時に駅近くに駐輪するケースが多く見受けられます。また、大溝においても同様に、通勤通学時に車での送迎の際に設けられた駐車場の周囲に自転車や原付バイクが停められており、駅利用者のマナーの悪さやモラルの低下が危惧されております。八丁牟田駅前広場の状況については、駅前広場に接続する道路内に駐輪用駐車スペースが設けられ、屋根付きの駐輪場が整備されています。利用実態として、駅近くに自転車、原動機付、自転車の集中、混在して駐輪されており、混雑時には一部の自転車による通路へのはみ出しが見受けられ、歩行者の通行に支障をきたしていることも、町としても改善が必要と認識しております。対策として、出入り口や通路への駐輪禁止や奥から詰めて駐輪していただくように表示を行っておりますが、守られていないのが現状であります。この状況から、町長から現地の状況を確認し、利用者の安全と利便性の両面から、改善策を検討するよう指示があっております。対応策といたしまして、案内表示板及び視覚的に訴える色分け表示等を表示し、マナー向上、高齢者、障害者、子ども連れの方など、配慮が必要な方たちが安心して利用できる空間「（仮称）思いやりゾーン」として、わかりやすい環境づくりやピーク時のマナーアップを図るために、施設所管者による駐輪場

出動を検討してまいります。大溝駅におきましても、転回広場内へ駐輪されており、駐輪禁止の表示や看板あり、駐輪しないように対策していきましたが、守られていないのが実情であります。懸念案であった大溝駅前広場事業は、令和9年度完成を目指して9月から着工いたします。整備される駅前ロータリーには、送迎車用駐車スペースや屋根付き駐輪場の整備を行いますので、自転車、原動機付自転車や送迎用駐車スペース利用者へのルール徹底を図るため、八丁牟田駅前広場と同様の対応を検討してまいります。駅は多くの人が利用する公共性の高い施設であり、施設整備ではなく、利用者の広場利用のルールの遵守とマナー向上が重要であり、安全・安心な広場空間の維持と継続的な周知に取り組んでまいります。以上で13番中島和正議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長

はい、再質問ありますか。はい、中島議員。

○中島和正議員

再び画面の方をご覧ください。こちらが、ある日の八丁牟田駅前の駐輪場の様子です。先ほど質問の中にも触れておりましたように、本来、生垣とこの庇のついたスペースというものは、おそらく歩行者用のために設けられたスペースなのかなというふうに想

像しておりますが、このように何の標識もないために課長答弁にあったように、ちょっとしたそういった際ですね、ちょっとした気持ちの部分で簡単にこういうふうに止められていたのかなというふうに感じるところでございます。次にこちらも自転車とバイク、それと原付ですね、こちらの方が混在した駐輪されている状況であります。こちらも同様ですね。こちら移りまして、大溝駅の状況です。課長の答弁ありましたように、本来この場所は駐車場というところで、車の駐車スペースがあったところでございますが、堂々とバイクが止められている状況でもあり、こちら自転車が、ご遠慮をしていただくような場所に乱雑に止められている状況でございます。再三再試担当所管課におかれましてはですね、指導等を一生懸命されておったというふうには思いますが、その気持ちがなかなか伝わらず、このような結果というふうな状況でございます。先ほど具体的な対策として示しをいただいた、駐輪場のハード面における案内表示や、視覚的に訴える色分けペイントの表示、それから仮称ではありましたが、思いやりゾーンとして駐輪車にわかりやすい環境づくりが実施されるというふうに認識をいたしました。大溝駅周辺整備につきましては、今後令和9年度中の完成でありまして、これから計画に盛り込まれていくことと期待をするものです。ただ一方で、接触による転倒など重大な事故等が起きる前に、早急な整備を重ねて求めるものではあります。一定の予算や利用者への周知期間も必要と思われるため、八丁牟田駅における駐輪場の整備、着手の時期が、現在示されるのであれば、示していただきたいと思ひますし、ピー

ク時の所管課による指導、こういったものも盛り込まれておりましたが、通勤通学の時間帯での指導となると、勤務時間外とも想定をされますので職員の皆さんに過度な負担を加えることとなり、果たして実現可能なのか懸念するところでございますので、以上２点について建設水道課長の答弁を求めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長

答弁を許します。石橋建設水道課長。

○建設水道課長

中島和正議員の再質問にお答えいたします。整備時期を示されるのであれば示してもらいたいというご質問ではございましたが、まずは駐輪場の実態調査を行いたいと考えております。時期につきましては、来月の１０月より調査を開始したいと考えております。その調査結果を踏まえ、効果的な整備計画を決めた上で時期を決めたいと考えております。ピーク時所管課による指導が盛り込まれているが、職員の負担さんにならないかという回答でございますが、雨の日や晴れの日での利用状況の違い等の確認を予定しておりますが、職員への過度な負担にならないような調査法を検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。以上で会議を終わります。

○議長

3回目の質問ございますか。はい、中島議員。

○中島和正議員

質問と言いますか、一つのアドバイスと思って聞いていただければ結構かなというふうに思います。来月から調査に入ること承りました。その間に本当に事故がないというふうに祈るばかりではありますが、現在、八丁牟田駅を利用される職員の皆さんがいらっしゃるかと思います。ちょうど通勤の時間というふうなことで、ぜひちょっと遠回りになるんですが、もし心と時間に余裕があれば、そういうふうな駐輪を外れたような駐輪をされている部分が見分けたら、お互い気持ちよく利用するために声がけなんかをしていただければなというふうに感じておりますので、今回の、このやりとりをもとに全町一丸となってそういう思いやりのあふれる公共施設の利用という部分について、お互い気持ちよく努力していきたいというふうに思いますので、意見でございますので、石橋課長よろしく願いいたします。以上です。

○議長

続いて、3つ目の質問・事項について質問してください。中島和正議員

○中島和正議員

それでは3点目でございます。町長選挙時における公開討論会でお示しをされたマニフェストの進捗の状況、それから自己の評価についてお尋ねをいたします。本町では、近年まれに見る4名の立候補者で競った前回の町長選挙でございました。これを制し、町民の皆さんの大きな期待を寄せられて、当選の栄に浴され、早や年半という月日が経過をいたしております。このような中、大木未来づくり実行委員会の皆さんのご尽力にて、開催をされました、立候補予定者による公開討論会時に示されたマニフェストや重要施策の進捗状況をどのように整理し、また、自己評価をどのように総括をされているのか、加えて現状の町政における新たな課題として捉えているものは、どのようなものと認識をされているのか、町長の見解を求めます。時間がたっぷりありますので、ゆっくりご答弁いただいて結構です。

○議長

はい、答弁を許します。広松町長。

○町長

13 番中島和正議員の一般質問にお答えいたします。時間がたくさんというところなので、ゆっくりお話をさせていただきます。答弁させていただきます。前回の町長選の公開討論会において、

「私は一人ひとりが安心して豊かに暮らせるまち」を基本理念に掲げ、「子育てにやさしいまちづくり」「地域産業が元気なまちづくり」「一人ひとりが活躍できるまちづくり」、そして「誰もが誇れる郷土愛に満ちたまちづくり」を、町民の皆様にお約束をいたしました。マニフェストは、選挙の時だけ掲げる言葉ではなく、町民の皆様との約束であります。その進捗と成果、さらに実現できていない課題や、見直した理由についての責任を持って説明する必要があると考えております。私がマニフェストに掲げた施策や事業を実現するためには、本町の自治総合計画の仕組みを踏まえ、令和4年度行政基本計画の見直しにより、施策の追加と変更、活動事業計画に反映し、予算措置を行い、議会の承認を得て、マニフェストの実現を図ってまいりました。この3年半を振り返りますと、掲げたすべての施策事業を、当初想定した形のまま実現できたわけではありません。財政健全化の視点を踏まえ、限られた財源と人員の中で優先順位を明確にし、新たに実施したもの、継続して取り組んでいるもの、社会情勢や事業性などを踏まえて見直したもの、施策のあり方を検証して進めず、未着手になったものに整理し、併せて、組織の生産性の向上と働きやすい職場を目指し、事務改善と組織の見直しを図りながら、町政の土台を強化してきたと認識をしております。まず、マニフェストの

進捗について、このような分野ごとに申し上げます。第1に、子育て・教育環境の充実であります。子どもと家庭を切れ目なく支える相談体制の整備をはじめ、学校給食を通じた子育て世代の負担軽減に取り組み、その内容をさらに拡充し、今年度から中学生給食無償化を実現させました。また、大莞小学校の大規模改修や、木佐木小学校体育館の整備など、子どもたちの安全・安心と将来の教育環境に据えた学校施設の整備を進めてきたところでございます。第2に、地域産業の振興と地域活性化であります。本町の基幹産業である農業について、担い手への支援に加え、小規模農家への支援も取り組んでまいりました。また、WAKKAをまちの直営とし、地方創生、移住、定住、観光、工事、空き家対策などの施策をつなぐ拠点として、機能の再構築を進めてまいりました。一方で、西鉄八丁田駅周辺の活性化については、西別館再利用等を含め、関係者との調整を今後さらに具体化していかなければならない課題であると認識をしております。第3に、行政改革と財政基盤の強化であります。組織機構の見直しをはじめ、第3セクターや公共施設の運営及び業務の見直し、ふるさと納税の強化などを進めてまいりました。ふるさと納税については、マニフェストに掲げた年間7億5千万円という目標を上回る規模となり、本町の様々な施策を支える貴重な財源となっております。ただし、ふるさと納税については、毎年度同じ規模の寄附が続く保証はありません。そのため、恒常的な経費に安易に充てるのではなく、将来への投資や財政の安定化に活用していく姿勢が十分であると認識をしております。第4に、開かれた町政の推進であ

ります。本町の公式 LINE の内容充実をはじめ、子育てや食育に関するインスタグラムの開設など、町民の皆様に必要な情報をより分かりやすく迅速に届けるための情報発信の充実に取り組んでまいりました。また、私自身も SNS を活用した情報発信に努めております。町政の動きや地域で行われている取組を身近に感じていただくとともに、大木町の魅力を町内外で広く伝えることも、開かれた町政を進める上で重要であると考えております。さらに、町民の皆様との対話を進めるとともに、国や県への要望活動、県民自治体や民間事業者との連携にも取り組んでまいりました。福岡県町村会が主催します町村フェアや物産キャラバンなどにも積極的に参加し、大木町や本町の特産品の PR に努めております。私が町政運営において重視してきたのは、行政だけで全ての課題やサービスを抱えるのではなく、地域、企業、学校、各種団体など、多様な主体がそれぞれの力を持ち寄る行政で転換することです。この考え方にに基づき、公民連携を行政運営の重要な柱として取り組んでまいります。次に、見直した施策と自己評価について申し上げます。当初が掲げた施策であっても、事業費や将来負担、実現可能性などを改めて検証した結果、そのまま進めることが適切でないと判断したものについては、一度立ち止まり、内容や進め方を見直してまいりました。私は公約を守るということは、そこに書かれた事業を社会情勢や財政状況の変化にかかわらず、何が何でも実施することではないと考えております。最も重視すべきことは、町民全体の利益と将来世代に対する責任であります。その判断に至った理由や検討の経過を町民の皆

様に明らかにすることまでも含めて、公約に対する責任であるというふうに考えております。自己評価としては、子育て支援、財源の確保、組織改革、地域拠点の再構築など、調整を次の段階へ進めるための基盤づくりについては、一定の成果を上げることができたと考えております。その一方で、西鉄八丁牟田駅周辺の活性化、公共施設の再編、高齢者をはじめとする移動手段の確保、道路・水路の整備、地域産業の担い手確保など、十分な成果に至っていない課題も残されております。したがって、私自身の評価としては、決して満点ではありません。全体としては、おおむね前進したものの未完の課題や、今後さらに軌道修正を必要とする施策が残っているというのが率直な総括であります。私の第1期目は、財政規律を守りながら、将来に向けて、調整の課題を強化する機会になったと考えております。成果だけを強調するのではなく、PDCAサイクルの視点から、進まなかった施策については、その理由や見直しに至った経緯も含めて、町民の皆様に丁寧に説明していくことが重要であると考えております。次に、新たな調整課題について申し上げます。現在、特に強く認識している課題は、人口減少と担い手不足が進む中であっても、行政サービスと地域活動を継続できる仕組みをつくることであります。自治体間で人口の増減だけを競うのではなくて、仮に人口が減少しても、町民が一生地域で暮らしていくためには、地域のつながりと暮らしを支えるセーフティネットを維持し、安心して住み続けることのできるまちをつくらなければなりません。人口減少は止めることは大変難しいことですが、地域の持続性と自治体経営の自

立を高めるためには、地域防災力の維持・向上が必要不可欠であると考えております。加えて、縮小社会を踏まえれば、老朽化する公共施設への再投資、物価高騰の下での財政運営、農業・商工業の担い手確保、日常生活に必要な移動手段の確保、気候変動に伴う豪雨・渇水・猛暑への対応、そして複雑化・複合化する福祉や物価に関する相談への対応も重要な課題であります。これらは1つの事業や1つの部署だけで解決できるものではありません。分野ごとの施策をつなぎ、庁内横断的に取り組むとともに、地域、事業者、関係団体などの連携によって、総合的に対応していく必要があります。今後も一人ひとりの職員の政策能力を高め、限られた財源と人員をより効果の高い施策へ重点的に配分してまいりたいと考えております。町民生活を守るためには、必要な事業を着実に前へ進める一方、将来負担が大きい事業については、立ち止まって見直すという姿勢を貫いてまいります。また、現在、次期大木町自治総合計画の策定に向けた議論をスタートさせております。この計画の策定過程においても、町民の皆様との対話と情報共有を重ね、これまでの取り組みを検証するとともに、今後の町の方向性を町民の皆様と共有して参りたいと思います。人口減少という現実を正面から受け止めながら、若い世代が大木町に住み続ける、戻ってきたいまちにするためには、まちの魅力に磨きをかけ、持続可能なまちづくりを進め、健康で安心して住み続けたいと思えるまち、そして、暮らす場所、働く場所として選ばれる大木町の実現に向けて、引き続き責任を持って取り組ん

でまいります。以上で13番中島和正議員に答弁に対することでございます。

○議長

再質問はありますか。中島和正議員。

○中島和正議員

はい、ありがとうございます。それではまた画面上は、当時の公開討論会で当時、広松候補者が示されてやった資料でございます。これはもう当然状況も変わっておりますので、参考程度にご覧いただけたらというふうに考えております。なかなか質問のこの質問を、投げかけさせていただくにあたり、町長の任期もあと5ヶ月、半年程度かなということで、町の内外からなかなか町長の意図、挑戦をされるかどうかの意図が見えないというふうな声もお聞き及んでおります。特に大莞町民の皆様からはなかなかそういう部分が見えないので、応援はしたいんだけど、どうなんだろうかというふうな不安がちょっと出てきておるところでございます。町長自身、本当に慎重に考えられて、現在まで明確な回答というものを、おそらく住民の皆さん、また後援者の皆さんの前で申し上げられたことはないというふうに、私自身はちょっと認識しているんですが、せっかくの機会でございますので、9月定例会、非常に大事な定例会でございますので、先ほどの回

答を読み解けば次の１月に行われる町長選挙には、当然立候補されるというふうに読み解いてはいるんですが、そのあたり、町長の明確な回答をまず求めたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長

はい、答弁を許します。広松町長。

○町長

再質問にお答えします。先ほどの答弁いたしました通り、やはり、今もしっかりとやっていく、そして未来も考えていくということで、先ほど討論をさせていただいたところでございます。そして来年１月に町長選挙が予定されていることは十分に認識をしております。一方で、現在は任期中でございまして、まずは今日から開会させていただきます。９月議会、提出しております。議案、特に決算、また補正予算をはじめとしまして、町民の皆さんの暮らしに関する、まず仕事に全力で取り組むことが、現職町長としての責任だというふうに考えております。私自身の進退についてということでございますが、これまで取り組んできた施策の成果と残された課題、そしてこれからの大木町に対してどのような責任を果たすべきかを十分に考えた上で判断をしたいと考えています。その時期が来ましたら、曖昧な形ではなくて、町民の皆

様に対し、自分の言葉で明確にお伝えいたします。現時点では、表明の具体的な時期を申し上げられないというのが、私の見解でございます。以上でございます。

○議長

はい。3回目の質問ございますか。はい。中島和正議員。

○中島和正議員

3回目ということでございます。町長の方ですね、政治家としていつ出馬して表明されるのかというふうなことは、非常に政治家としてはご本人が決断されることではあるんですが、住民の皆さんからすれば、当然心構えの部分もいろいろあったりする部分があると感じます。特に前回、広松町長を応援された方たちの中からは当然、大丈夫かというふうなことで、ご心配の声もお聞きお呼びしておるところでございますし、そうじゃない声もあるというふうに思います。そういった上で、3年半前、思い起こしますと、私自身も候補者でありまして、大変寒い中での選挙戦であったというふうに記憶しております。そういった、同じ。戦いましょう、よくしようというふうな、目標のもとに戦った戦友として、あえて戦友というふうな言葉を使わせていただきますが、戦友としてご助言というふうな形で、虚心坦懐に受け止めていただけたらというふうに思います。1回目の方ですね、答弁の中

でもたくさんできたこと、そうでなかったこと、たくさんお示しをいただきました。特に新しい世代の町長として、情報の発信という部分については、SNS 等も積極的に活用されて、若い世代の方たちにもそういうふうにして評価されているという部分というのは、私も聞き及んでいるところでございます。それと、住民の皆さん、またそれ以外の皆さんとの対話も重視していきたい、引き続き重視していきたいというふうなことでございました。ただ、やはり、情報発信にあまり軸足を置かれるがゆえに、情報の受信といった部分、しっかり相手の気持ちを受け止めるといった部分について非常に不満の声というか、率直なご意見を私自身も聞くことがございます。こういった本人の嫌がるようなこと、特にまた町長というふうな立場の方には聞き及びがない部分もあるかというふうに思います。そういった両方を目指す、また目指す覚悟ができた時には、今日も私の質問というか助言というか、そういったものもしっかり踏まえていただきながらより良い大木町の町政の前進のために、一つ頑張らせていただきたいと思いますし、そうじゃなかった折には、ここにいらっしゃる政治家が 11 名いらっしゃいますので、そうじゃない選択もあるのかなというふうに感じておりますので、ぜひそうじゃない方向に進まないように、町長の尽力を心から期待を申し上げまして、時間たくさん残っているんですが、回答が引き出せなかったというふうなことで、口惜しい部分はあるんですが、これ以上やりとりしても回答いわれないでしょう。大丈夫ですか。立候補の時期は言われない

んです。というふうに配慮をいたしまして、質問を通したいというふうに思いますので、以上で私の一般質問を終わります。

○議長

以上で、13 番中島和正議員の一般質問を終わります。これをもって一般質問を終了いたします。ありがとうございます。暫時休憩いたします。再開を 15 時 5 分といたします。

休憩 1 4 時 5 2 分

再開 1 5 時 0 5 分

○議長

再開いたします。

日程第 5、発議第 3 号大木町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

○議会事務局長

発議第3号大木町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について。次のとおり大木町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法昭和22年法律第67号第112条第1項の規定により議会の議決を求める。令和8年9月3日提出。大木町議会議員、提出者、中島和正、賛成者、益田隆一、同じく原田勝、同じく山田貴大、以上でございます。

○議長

職員の朗読を終わります。提出者から提出理由の説明を求めます。ご登壇の上、説明願います。中島和正議員。

○中島和正議員

提出議員の中島和正でございます。発議第3号大木町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提出理由をご説明申し上げます。本案は新旧対照表に記載のとおり、現在12人となっている大木町議会議員の定数を次の一般選挙から10人に改めようとするものであります。議員定数を考えるにあたって重要なことは、単に議員の人数を減らすことではありません。現在の人口規模、人口動態、町政が抱える課題、議会に求められる役割、そして町民の皆さんの意見、さらには将来の大木町の姿までを総合的に見据えた上で、町民の代表機関としてどの程度の

議員数が適正なのかを判断することでございます。本町におきましても、人口減少と少子高齢化が進み、まちを取り巻く社会環境が大きく変化をしてきております。一方で、町政が抱える課題は、子育て支援、高齢者福祉、地域交通、農業、環境、公共施設の維持管理、地域コミュニティ、さらには厳しい財政条件への対応など、これまで以上に複雑かつ多様化してきております。こうした事態だからこそ、これからの議会には議員の人数を確保することだけではなく、一人ひとりの議員が町民の皆さんの声を幅広く把握し、町政の課題を深く調査・研究するとともに、政策提言や行政の監視を的確に行い、町民の付託に応えていくことが求められていると考えております。現在の議員定数 12 名は、現在の条例で定められて以降、今日まで維持されてきております。しかし、その後、人口規模や社会情勢は大きく変化をしており、現在の人口規模から見れば、議員定数を 10 人とした場合議員 1 人当たりの住民数は 1356 人となります。こちら画面上に出すことは可能でしょうか。はい、ありがとうございます。これは別途示しております県内町の議会実態調査における平均 1577 人を下回るものであり、定数を 10 人とした場合におきましても、県内の町と比較して議員 1 人当たりの住民数が課題となるという、ものではございません。つまり、10 人という定数は人口規模に対して議会機能を維持できないほど少ない人数ではなく、町民の代表機関として十分な審議、調査、監視を行うことが可能な規模であると判断をいたしております。また、近隣自治体におきましても人口減少や議員のなり手不足など議会を取り巻く環境の変化を踏ま

え、議員定数の適正化が進められております。その一例が隣接する大川市であります。大川市議会におきましては、令和6年3月定例会におきまして、大川市議会議員定数条例を改正し、議員定数を15人から、12名に改め、次の一般選挙から適用することとされました。その提案理由においては、大川市特別職報酬等審議会の意見を踏まえ、議員のなり手不足、高齢化、投票率の低下などの課題に加え、人口が毎年500人程度減少している現状から議員定数の適正化が求められていることが示されておりました。本町と大川市では、人口規模や地域事情が異なるため、単純に比較をすることはできません。しかし、人口減少や議員のなり手不足など、地方議会を取り巻く共通の課題に対して、近隣自治体においても議員定数の適正化という議会改革が実際に起こります。行われていることは、本町における定数のあり方を検討する上で十分参考にすべき事例ではあります。本町においては、さらに見過ごしてはならない状況があります。それは町議会議員選挙が過去2回連続して無投票となっていることでございます。これは単に立候補が少なかったという選挙票の結果として片付けるのではなく、町民の代表を選ぶという民主主義の根幹に関わる重要な課題として、議会として真摯に受け止めなければならないものと考えております。もちろん、議員定数を12人から10人に削減したからといって、無投票が直ちに解消されるものではありません。しかし、2回連続して無投票となった現実を前に、現行の12人という定数を当然のものとして維持するのではなく、これからの大木町議会をどのような議会にしていけるのか、そのあり方そのもの

を見直す必要があります。また、本町議会が昨年 10 月に実施しました。町民アンケートにおきましても、議員定数についての回答者の 64%の方が減らすべきと回答をされております。さらに本年 4 月に開催した議会報告会におきましても、議員定数はやむを得ないのご意見も出されました。これらは議員自身の判断だけではなく町民の皆さんから寄せられた明確な意見であります。議員定数は議員のために決めるものではありません。町民の皆さんの声を十分に議会へ反映させながら、適正な審議と行政監視を行うために町民の代表機関として必要な人数を定めるものであります。したがって、今回の 10 人という定数は、単に 2 人減らすという数字を先に決めたものではありません。人口規模、議員 1 人当たりの住民数。人口減少や少子高齢化の状況、県内自治体との比較、近隣自治体における定数適正化の動き、2 回連続して無投票となった本町の現実、そして何より町民アンケートや議会報告会に寄せられた町民の皆さんの意見を総合的に勘案した結果、現在の大木町議会におきまして、町民の代表機関としての機能を維持しながらより責任ある議会運営を行うために、適正な規模であると判断したものでございます。また、今回の定数削減は、単なる経費削減を目的とするものではありません。議員の数を 12 人から 10 人にするのであれば、その分、一人ひとりの議員が果たすべき役割と責任は、これまで以上に大きくなります。だからこそ、議員一人ひとりが地域の声を幅広く聞き、政策課題を調査・研究し、議会で活発に議論し、行政を監視するとともに、町民に対する説明責任を果たしていかなければなりません。そし

て、定数を 10 人とすることを単なる人数削減で終わらせるのではなく、委員会活動、政策立案、調査研究、また町民の皆さんとの意見の交換など、議会活動そのものをより充実させ、少人数であっても議会機能を低下させない議会運営を実現していくことが必要であります。また、議員数が少なくなるからこそ、町民の皆さんの多様な意見を議会に届ける仕組みをこれまで以上に充実させなければなりません。これまでの議会報告会、町民の皆さんとの意見報告会、意見交換会、議会モニターの皆さんとの意見協議、議会の映像配信など、開かれた議会づくりをさらに進め、議員だけの視点で町民の声を判断するのではなく、より多くの町民の皆さんの声を継続的に把握し、町政に反映させる議会を目指してまいりたいと考えております。大木町議会基本条例第 66 条においても、議員定数の改正を審議するにあたっては、行財政改革や他自治体との比較だけではなく、町政の現状及び課題、そして将来の予測及び展望、さらには議員活動の評価等に関する町民の意見を聴取するなど、本町の実情に応じた検討を行うこととしております。今回の定数改正は、まさにこれらの事項を総合的に検討した上での判断であります。12 人を 10 人にすることは、単なる 2 名減ではありません。これまでの議会のあり方を見直し、議員一人ひとりの責任をより明確にし、町民により信頼をされ、よりわかりやすく、より機動的で、将来にわたって持続可能な議会を構築していくための議会改革であります。人口減少や社会構造の変化が進む中で、行政だけに改革を求めるのではなく、町民の代表である議会自らが時代の変化に応じてその姿を変えていくこ

とも議会の責任の一つであると考えております。議員定数を 10 人とすることで、一人ひとりの議員がより強い責任感を持ち、より積極的に町民の声を聞き、より深く政策を研究し、より活発な議論を行う。そして、少人数であることを弱点とするのではなく、議員一人ひとりの責任と行動の質を高めることで町民の付託に応える。これが今回の定数改正で目指す。大木町議会の姿であります。以上の理由から、現在の 12 人という定数を 10 人に改めることが、現在及び将来の大木町にとって適正であると判断し、本条例の改正を提案するものであります。議員各位におかれましては、本改正の趣旨を十分ご理解をいただき、慎重にご審議の上、ご賛同を賜りますよう心からお願いを申し上げ、提出理由の終了といたします。

○議長

これをもちまして、提出理由の説明を終わります。これより、提出議員に対する質疑を行います。質疑はありませんか。はい。9 番古賀靖子議員。

○古賀靖子議員

先ほどの提出理由のところで、確認を 2 点ほどさせていただきたいんですが、まず、10 月に、実施されました町民アンケート、これが回答者 64% というふうになっておりますが、総件数は何件

だったでしょうか。回答していただいた方が、それと同じく、減らすべきと回答されたのは、定数の提示をされていたのでしょうか。例えば、10 人を 11 人、10 人を 10 人にすべきというふうに提示されたかどうか教えてください。

○議長

ちょっと休憩いたします。少々お待ちください。

○議長

再開いたします。

○中島和正議員

はい、それではお答えをいたします。質問に対するお答えをいたします。まず 10 月に実施をした町民アンケートの総件数は 53 件ということでございます。それから具体的に、定数を何人だというふうな設問ではなくて、議員を増やすべきか、維持すべきか、減らすべきかというふうなことでのお問い合わせだというふうに承知をしております。以上、回答といたします。

○議長

ありがとうございます。はい、他に質問ございませんでしょうか。はい、12 番中島宗昭議員。

○中島宗昭議員

議員の発議で、上手にまとめてあるように思いましたが、平成 23 年 4 月の町議会選挙、これも無投票でございました。その当時は区長会をはじめ各種団体、いろんな方たちからの意見が、定数削減に向けての意見がなされました。そういった中、当時の議会議員 13 名は区長会、それから女性の会、いろんな団体、諸団体との意見交換会、そしてその中で公開での討論をずっとやってきました。その時は議員定数と合わせて議員報酬まで含んだところでの議論をなしてきておると思います。その中で定数に関しては私 1 人反対での 14 名ということで申し上げました。区長会とかいろんな公開ですから、周りの方からお前なんば考えとっとか、というそういった声もありましたが、いろんな方々の情報を収集するためには、必ずしもその減らすばかりが得策じゃないという形で、私はその時は反対しておりました。結果的には今の 12 名ということで決まりましたが、その後、終わった後に議員全部での会合の中で、これが最後ですよと、議員定数は。もう 12 名を、減らしたらいかないと、そういったいきさつを知っているのは私と提案者の中島議員だと思っております。それを踏まえた中での発議ということで、重みがあるかと思いますが、どうしてもや

っぱり削減をしなければいけないという思いは強いというわけですね。

○議長

はい、どうぞ中島議員。

○中島和正議員

はい、お答えをいたします。本当に中島宗昭議員と私、当時の経緯を知っている人間、議員というのが少なくなっておりましたその最近でも、宗昭議員は当時、やはり民主主義の根幹はこの議会議員の定数にあるというふうなことで、過剰な削減は民意を的確につかむことができないというふうな立場の中から、皆さんが削減を叫ばれている中、削減を要請されている中におきましても、勇気をもって1名増だというふうなご発言を貫き通されたことをしっかりと覚えております。私自身はその際には現状維持というふうなことで、12名というふうな考え方を示させていただいたところです。そういった当時の状況から比べると、時代の変遷を経まして、当時は、町全体にも町政とか地域であるとか、各種団体、活発に活動をされていたような印象を持っています。今でも当然、活発に活動されてある団体等は多くあるとはいうふうに感じますが、やはり町全体としては、どこか住民の皆さんが町政とか町とか地域とか、そういったものに関わる関わり方について

は、どうしても他人事のような印象を受けております。そういった中に、先ほど古賀靖子議員の方から質問がありました、議会改革に対する議員定数に対するアンケート、非常に全体の住民数から言えば53件ということで、少ない人数のように私自身も感じておりますが、やはりそういった中におきましても、声は声としてしっかりと受け止めてをさせていただく必要があるだろうと私自身は感じております。そういった中におきまして、今回いろんな調査、研究、そして議会の中での議論を踏まえた中におきましては、今回の10名というのがいよいよ最後の委員会の構成であるとか、議会の構成であるとか、議員さんたちの活動を担保するギリギリの線ではないかなというふうに感じておりまして、そういった事柄を全て総合的に判断して、10名というふうなところでの決意をもって、上程提出をさせていただいておるところでございます。答えという答えになっていない部分もあるかもしれませんが、答弁の問いというものを十分踏まえながら、今回提案をさせていただいているということで、ご了解いただきたいと思えます。本当にありがとうございます。はい、他に質疑ありませんか。他にないようですから、これをもって質疑を終結いたします。中島和正議員、ありがとうございました。

○議長

はい、3番、益田富啓議員。

○益田富啓議員

修正動議を提出したいと思います。

○議長

それでは、概要を簡単に説明願います。益田富啓議員。

○益田富啓議員

はい、修正の内容につきましては、原案において定数 12 人を、
10 人に改めるとあるのを 11 人に改めると。修正を行いたいとい
うふうに考えております。

○議長

ただいま 3 番益田富啓議員から修正動議が提出されました。暫時
休憩いたします。15 分休憩いたします。再開を 15 時 45 分といた
します。

休憩 1 5 時 3 0 分

再開 1 5 時 4 5 分

○議長

会議を再開いたします。本件に対し、益田富啓議員、深町敏生議員から修正の動議が提出され、お手元に配布いたしております。本修正動議は、地方自治法第 115 条の 3 及び大木町議会会議規則第 16 条による、要件を満たしております。したがって、本修正動議を発議第 3 号と併せて議題とし、職員に修正動議提出書を朗読いたさせます。事務局長。

○議会事務局長

発議第 3 号大木町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、に対する修正動議。上記の動議を地方自治法第 115 条の 3 及び大木町議会会議規則第 16 条の規定により、別紙の修正案を添えて提出する。令和 8 年 9 月 3 日。大木町議会議長古賀知文。発議者、大木町議会議員、益田富啓。発議者、大木町議会議員、深町敏生。以上でございます。

○議長

職員の朗読を終わります。提出者から提出理由の説明を求めます。ご登壇の上、説明願います。益田富啓議員。

○益田富啓議員

発議第3号、大木町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例につきまして、議員定数を10人とする原案を11人とする修正案を提出いたします。現在、大木町議会の条例上の定数は12人です。私は、人口減少や社会情勢の変化、町民の意見、さらには議会改革の必要性を踏まえ、議員定数を見直すこと自体は必要であると考えています。ただし、定数を見直すにあたっては、人口規模や他自治体との比較も重要な判断材料の1つではありますが、それだけで決めるのではなく、町民の多様な意見を町政に反映する代表機関として、議会が十分な審議機能と監視機能を果たせる人数であるかという視点が重要です。その観点から、現在の12人から一度に10人へ2人削減するのではなく、まず11人とするのが適切であると考えます。現在、大木町議会は、議員1名の欠員により11人で議会運営を行っています。この間、11人で議会活動を行い、議会としての審議や行政監視などの機能を維持してきた実績があります。このことは、今後の議員定数を考える上で重要な判断材料の一つであると考えます。また、お配りしております資料1をご覧くださいと思いますが、これは第71回町村議会実態調査。先ほど提出者が記された資料と同じものですが、これによれば、人口1万2000人以上、1万4000人未満の町村では、議員数の平均は13.2人であり、九州管内の同規模11町村でも平均13.1人となっています。もちろん、他の町村が13人だから、人口1万3500人程度の大木町も、13人にすべきだということではありません。しかし、同規模町村が13人程

度で議会運営を行っている実態を踏まえれば、大木町が 10 人まで削減することについては、慎重に判断する必要があります。さらに、資料 2 をご覧いただきたいと思います。これは、議員 1 人当たりの住民数を表しておりますが、これを見ますと、福岡県内の町村の平均、議員 1 人当たりの住民数ですが、平均は先ほど中島和正議員がおっしゃった通り 1508 人です。全国平均を見ますと 946 人となっています。一方、福岡県内の町村だけを見ても、議員 1 人当たりの住民数には 3026 人から 174 人まで大きな開きがあります。このことから、単純に県内の平均値だけを基準とするのではなく、人口規模とは近い自治体との比較を踏まえて判断することが重要だと考えます。大木町と人口規模が近い桂川町や芦屋町と比較すると、大木町の議員定数を 11 人とした場合、議員 1 人当たりの住民数は 1232 人となり、桂川町とほぼ同じ水準となります。一方、定数を 10 人とした場合には、議員 1 人当たりの住民数は 1356 人となり、人口規模が近い自治体と比較しても、議員 1 人当たりの負担はより大きくなります。議員は、本議会や委員会での審議に加え、行政への監視、政策提言、調査研究、住民相談など多くの役割も担われています。議員数を減らすことによって、こうした、議員一人ひとりの負担が増すだけでなく、若い世代や女性をはじめ、町民の多様な意見を議会に届ける機会が狭まることも懸念されます。資料 3 は、議員定数が奇数の町村を調査したもの、資料 4 は決算に占める議会費の割合を示したものですので、この点についてはご確認いただければと思います。そしてもう 1 つ重要なのが、議員のなり手不足です。大木町

議会では、先ほどお話にも出ました通り、過去２回の一般選挙が無投票となっています。しかし、定数を減らすことだけで、なり手不足の問題が解決するとは考えられません。むしろ今必要なのは、なぜ町民が議員になろうと思いにくいのか、その原因を検証することです。議会活動の見えにくさ、議員報酬や社会保障の問題、議員活動と仕事・家庭との両立、さらには地域推薦を中心とした選挙のあり方など、立候補しにくい要因を検証し、より多くの住民が議員になってみようと思える環境を整えることが必要です。今回の１１人という修正案は、定数削減そのものを否定するものではありません。１０人への削減を急ぐのではなく、まず１１人で議会機能を確保する。そしてその上で、なり手不足という根本的な課題に向き合い、将来の大木町議会に本当に必要な議員数を改めて検討する。私はそれが今の大木町にとって最も現実的で責任ある判断だと考えます。以上の理由から、議員定数を１０人とする原案を１１人とする修正案を提出するものです。議員各位におかれましては、本修正案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、提出理由といたします。

○議長

これを持ちまして、提出理由の説明を終わります。これより、提出者に対する質疑を行います。質疑はありますか。はい、１３番中島和正議員。

○中島和正議員

はい、質問をさせていただきます。まず、修正動議を出された益田富啓議員並びに深町敏生議員におかれましては、議員定数削減というふうな方向性については、共通の認識をしているというものとして認識をさせていただきます。その上で、現状の 12 名から 10 名削減するというふうなことの提案について、11 名というふうな修正をなさいました。議員定数、または議会の運営をしていくに際しまして、議員定数が偶数か奇数かというふうなところで、資料 3 番の方にも例示をいただいておりますけれども、多くの自治体が奇数での運営がなされているというふうなことは承知しております。ただし、その上で、私は偶数である、議員定数が偶数であるということのメリットの方が大きいのではないかと、というふうな視点からご質問をさせていただきたいと思えます。偶数であるというふうなことになりますと、採決の際におきまして、議長は除外の原則に基づいた議長の通常採決権の行使がなくなるというふうなことになります。ここよろしいですか。そういった意味で、議会議長は二元代表制のもとで議会を統括し、円滑な議事運営と住民福祉の向上を担う要であるというふうに認識しております。その上で、その職にある者の心構えとして、主に私は 4 点の事柄について重視されと考えておりまして、私自身も議長在職のある間は、この視点をもとに行動をしまいったつもりです。まず 1 点目におきましては、議長にあるものは厳格な中立と公平性の保持、それから 2 つ目に法令であるとかルールへの精通と的確な権限の行使、3 つ目として二元代表制

を支える議会のリーダーシップ、そして4つ目に議会の顔としての品格を持つということと考えられます。こういった事柄、それとその視点の中で、最も私自身が重要だという風に考えておりますのが、厳格な中立性と公平性の保持であると考えているところでございます。地方議会における議長採決は、特に賛否が真つ2つに割れた重要な局面で行われることが多いという風に思いますので、その結果につきましては、政治的な影響度が非常に大きく、議会の内外で激しい対立やトラブルに発展するケースは少なくないと思います。加えて、こういった問題で議会が空転しているというふうなところは、全国的な報道で見れば、地方議会で散見されるところでもありますので、議場の皆様におかれましても、当然そういったニュースに触れられていると思います。こういったことを考えますと、議員定数が偶数であることの最大のメリット、その優位性は議長を除いた採決人数が奇数になり、可否の同数を回避しやすい点であると思います。以上のことから、今回提案の10名の根拠としたところでもあります。益田富啓議員は、先ほどの観点から、奇数であるデメリットの部分についてどのように感じておられるのか、答弁を今の段階でできますならば、お答えをいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長

益田富啓議員。

○益田富啓議員

偶数であるということのメリットについては、和正議員がおっしゃったとおり、議長が一名抜けたところで採決をするので、はっきりその賛否がその場で決定するということがあるということは私も承知しております。しかし、地方自治法の中では、議長は通常の採決には加わらないということは当然決められておりますが、可否が同数だった場合には、議長採決ということで、その決定をするということもまた、地方自治法の中で決められております。これは議長採決ということで、明確に法令上で定められたルールの一つです。これをもって、その議員が偶数だから偶数じゃないといけないという理由にはならないというふうに私は感じていまして、その意味もあって、ここでお示ししております資料3がそうなんですが、全国で、これは同じ町村議長会の資料をちょっと分析した結果なんですが、全国で926自治体のうち189自治体が奇数で20.4%、これで、福岡県だけ見ましても、20自治体のうち8自治体が25.8%、4自治体のうち1自治体は奇数ということになっています。やはり、今、人口減少等に合わせて議員定数を見直す自治体というのは増えてきているということで、そういう状況かなというふうに思いますが、その中でやっぱり偶数、奇数については、それぞれの自治体でさらに同じように審議を尽くされてきているんだろうというふうに思いますが、この偶数じゃないといけないという理由はどこにもないということを考

えますと、議長がその最終的な採決の一人になるということもあって然るべきかなというふうに考えます。議案について、必ず同数になるという保証がないわけですから、もうその場で決着することもあるでしょうし、同数になった場合には、議員の一人である議長も採決に加わって、自分なりの判断をそこで下すということも当然あってしかるべきかというふうに考えております。以上です。

○議長

はい、13 番中島和正議員。

○中島和正議員

突然の質問でお答えいただきありがとうございます。ただ、回答の中には、私が申し上げたデメリットの部分を明確に回避できるというか、そういったリスクの部分についての回答はちょっと含まれていなかったのかなという風な印象で申し訳ないですが、思ってしまった。ですので、私自身は、やはり可否同数であった際に議長裁決権を行使いただくと議会が紛糾する、また議会が空転する、ひいては町政に困難を与える、こういったデメリットの部分、それについて、しっかりと今回の定数を改正するにあたっては、そういった視点を見失ってはならないというふうに感じておりますので、これはどちらが正解ということもないという

ふうには思うんですが、私自身は今回のデメリットの部分を将来的にも回避しておく責任と行動が求められると考えますので、以上で意見とさせていただきます。ありがとうございます。すいません、あのデメリットの部分について私回答しませんでしたので、もう1回ちょっと答弁をさせていただきたいと思いますが、デメリットについては、先ほど出ました通り、票数が賛成、反対、同数になった場合に議長が採決をすると、ということが、これは頻繁にあるということがデメリットの1つであるとは思いますが、これについては、実際に地方自治法で認められた議長採決という法令上の取り決めでもありますので、そこに議長は参加してはいけない、最終的な判断を下してはいけないということにはなりませんので、私自身はそのデメリットについてはあまり感じておりません。同数になるということ自体も、そう頻繁にあるということも想定しにくい部分もあります。それもありますし、大木町議会も13人であった事例があります。ですから、13人であった事例を見れば、必ず偶数でないといけないという風には、私自身は判断しておりません。以上でございます。

○議長

はい、他に質疑ありませんが、ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。益田富啓議員、ありがとうございました。

○議長

お諮りいたします。本件は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

ご異議なしと認めます。したがって、本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。これから原案及び修正案について一括して討論を行います。まず、原案賛成者から討論を行います。本町議会議員の提出 12 人を 10 人にするという原案に賛成の方、討論はありませんか。

○議長

はい、1 番山田貴大議員。

○山田貴大議員

自分は賛成の立場で表明いたします。その理由について述べさせてもらいます。提出した中島議員とかぶる部分もあります。理由は、多くの町民の皆様から議員定数の削減を求める声が寄せられ

ていることです。町政に対する関心の高まりとともに、行政運営の効率化やコスト削減を望む声は年々強まっており、こうした町民の意向を真摯に受け止めるべきかと思います。ちなみに 10 人に賛成しましたが、報酬を上げようという考えは自分にはありません。以上です。

○議長

次に、原案及び本町議会議員の定数 12 人を。11 人とする修正案、両方ともに反対の方の討論を求めます。討論はありませんか。

討論なし

はい、討論なしと認めます。次に本町議会議員の定数 12 人を 11 人とする修正案に賛成の方の討論を求めます。討論はありませんか。はい、9 番古賀靖子議員。

○古賀靖子議員

議員定数を 12 名から 11 名へ少なくする提案に賛成の意見を述べます。まず、議員定数は単なる人数の問題ではありません。議員一人ひとりが町民の声を受け止め、行政に届ける代表の数そのもの

のです。現在、大木町の人口は約 1 万 3500 人であり、議員 12 名体制では、議員 1 人当たり約 1125 人の住民を代表しています。

これを 11 名に削減すると、1 人当たりの代表人口は約 1227 人となり、約 9 % 増加します。1 名の削減であっても、町民の意見を議会に届ける窓口が減少することには変わりありません。一方で、昨年実施された住民アンケートでは、先ほどの質疑で明らかになりましたように、アンケート回答総件数 53 件、64 % の方が議員定数の削減を求める回答をされています。この結果は、決して無視することのできない、重く受け止めるべき町民の意思です。議員定数を維持することの意義を主張するだけでなく、町民の率直な意見に向き合い、議会として応える姿勢も必要だと思っています。そのため、私は定数を 12 名から一度に 10 名へ 2 名削減することには慎重であるべきだと考えています。町民のアンケートを踏まえ、11 名への削減はやむを得ないものだと判断します。1 人の削減にとどめることで、町民の意見をある程度反映しながら、議会の代表性や機能への影響をできる限り抑えることができます。地方議会の役割は、予算や条例の審査のみならず、行政の監視、地域課題の調査、そして将来の町の方向性を議論することです。人口減少や少子高齢化が進む中、行政課題はむしろ複雑化しています。したがって、定数削減にあたっては、議会の機能を損なわないよう慎重に検討する必要があります。また、女性、若者、子育て世代、勤労者など様々な立場の町民が議会に参画することも重要です。定数を大幅に削減すれば、新たな人材が立候補しにくくなり、議会の多様性が損なわれる可能性があります。

す。その点からも、10名への削減ではなく、11名にとどめることが適切です。さらに、議員数を最小限にすれば、一人一人の議員にかかる負担は増大します。常任委員会活動、予算、決算審査、住民相談など多岐にわたる業務を限られた人数で担うことになり、行政に対する監視機能が弱まる懸念もあります。だからこそ、削減幅を最小限に抑える必要があると考えています。議員定数の削減は、議員自身の立場を守る問題ではありません。町民の意見を尊重しつつ、議会の代表制と行政監視機能を維持するための慎重な判断が求められる問題です。去年の住民アンケートで64%の方が削減を求めたという結果を踏まえ定数削減そのものを否定することはできません。しかし、議会の役割や多様な人材の参画、議員1人当たりの負担を考慮すれば、10名への削減は影響が大きすぎます。以上の理由から、私は住民の意見を尊重し、現在11名で運営していることを考えると、1名削減して10名にする提案に賛成いたします。以上です。

○議長

次に原案に賛成の方、討論はありませんかはい、10番益田隆一議員。

○益田隆一議員

執行部の皆様に大変お疲れのところですね、お付き合いいただきましてありがとうございます。時計ばかり見られていらっしゃるのも、もうしばしお付き合いいただけますようよろしくお願いいたします。4年前の私も同じようにこちらで12から10というところで残念ながら否決をされた次第でございますが、今回は同じように10というところで賛成の立場でさせていただきたいと思っています。まず申し上げたいのは、この議員定数を減らすこと自体がこの議会の力を弱めることではないと私は考えております。議会に求められているのは、先ほどからいろいろ数字のことをいろいろ言われておりますが、人数そのものではないと私は考えております。町民の声を受け止め、行政を監視し、政策を議論し、必要な提案を行うことだと。問われるべきは、この12という数字を維持することではなくて今の大木町においてその役割を果たすために何人が適切なのかというところであります。現在、国政においても衆議院議員の定数を現行の465人から1割を目標に削減する法案が提出されております。もちろん、国が減らすから大木町も減らすという単純な話ではありません。しかし、人口減少が進み、行政や民間企業を含め、社会全体が組織のスリム化や生産性の向上を求められている中で、議会だけが十分な根拠を示さずに現状維持、さらには増員という方向を選ぶことが町民の理解を得られるのか。私たちはそこを真剣に考えなければならない時期に来ているかと思います。大木町議会は定数12人でありながら、実際には11人の体制で約3年間活動してきました。その間、委員会も本会議も運営され、議会活動に重大な支障が生じた

とは言えません。それは単なる予想ではなく、私たち自身が経験してきた事実であります。11人という案も、一見すると慎重で現実的に見えます。しかし、私たちはすでに11人で活動しております。11人にするということは、今の状態を条例に書き直すだけであり、実質的には現状維持です。今回問われているのは、その一歩先に進むべきことができるかということでもあります。これが私は4年前と違う点で、今進めるにすべきだと思う点で大事なところが、これからの定数を考える上で避けて通れないのが、このA IとD X化であります。議員の仕事というのは、資料の収集や予算や決算の比較、議事録の確認、条例の調査、論点の整理、質問原稿の作成など、いわゆるホワイトカラー的な事務労働の部分がよくあるかと思います。この分野はまさにA Iを活用できる領域であります。もちろんA Iが町民の声を直接聞くことはできません。現場に足を運ぶこと、最後の判断をすること、その判断に責任を負うのは、これからの人間である議員の役割であると考えます。しかし、これまで何時間、何日間もかかっていた資料の作成や比較、情報の収集をA Iによって効率化できればその分、町民の元へ足を運び、対話する時間を増やすことができます。A Iは議員の代わりではありません。議員の能力と活動量を高めるための道具であります。執行部もD Xを推進し、A Iを用いた新しい技術を実際に取り入れられるかと思います。その執行部と対等に議論し、行政をしっかり監視していくためには、必要なのは、単に議員を一人二人増やすことではないと。そもそも人数だけで執行部との情報量の差を埋めることはできないと私は思って

おります。必要なのは私たち議員自身が学び、道具を使いこな
し、情報を共有し、それぞれの得意分野を生かしながら議会全体
をアップデートしていくことであります。私が目指したいのは人
数が多い議会ではなく、見た目は細いが必要な筋力はしっかりと
備えた細マッチョな議会であります。少人数であっても、調査
力、監査力、提案力、そして町民との対話をこれまで以上に強く
する。10人という定数は議会の機能を縮小するためのものではな
くて、議会の仕事のやり方を進化させるものだと、決断だと考え
ております。当然一人ひとりの責任は重くなります。だからこそ
私たち自身が変わらなければなりません。そして実際に10人で
運営し、明らかな支障が生じた場合には、その時点で、改めて定
数を検証すればよいかと考えます。今回減らすことが、将来にわ
たって増やすことを禁止するものでもありません。定数は、時代
や議会の実情に応じて見直すべきであると思います。まず実行し
て、その結果を検証し、必要があれば再び見直す。その姿勢こそ
が議会改革だと思っております。以上の理由から、議員定数を10
人とする条例案に賛成といたします。

○議長

はい、次に修正案に賛成の方の討論ございませんでしょうか。は
い、3番益田富啓議員。

○益田富啓議員

はい、先ほど、提出理由で申し上げた分での補足ということで、意見を述べさせていただきたいというふうに思います。先ほど申し上げた通り、議員定数を見直す背景には、人口減少や社会情勢の変化に加えて、議員のなり手不足という課題があるというふうに考えております。今、議会が取り組むべきことは、議席を減らすことだけではなくて、なぜ立候補する人が少ないのか、その原因を検証してより多くの町民が立候補しやすい環境を整えることではないかというふうに思います。その一つが議員報酬の問題です。現在、町議会議員の報酬は月額 23 万 3 千円です。議員には一般の会社員のような社会保険への加入体制がなく、国民健康保険料や国民年金保険料などをその報酬の中から負担することになります。また、議員を退いた後についても、会社員のような退職金や雇用補償の補償があるわけでもありません。副業をすれば良いという考え方もありますが、議員活動に真剣に取り組めば取り組むほど、議会活動だけではなくて、調査とか住民相談、地域との意見交換などにも時間が必要となり、副業との両立が容易ではありません。こうした経済的な不安や将来へのリスクを抱えたままでは、特に仕事や家庭を抱える世代、現役世代が安定した仕事を辞めてまで議員を目指すことは難しいのではないのでしょうか。または、これまで地域推薦を中心とした候補者擁立が行われてきました。地域とのつながりを活かすということは一定の意義がありますが、一方で、既存の地域推薦の枠組みに入らなければ、出馬しにくいという側面があるとすれば、それも候補者の裾野を狭

めている要因ではないかと考えます。だからこそ、定数を削減する前に、議員報酬や社会保障上の不安、退職後の生活への不安、地域推薦を中心とした候補者擁立のあり方など立候補をためらせている要因を検証し、改善していくことが先ではないでしょうか。こうした課題を解決しないまま、定数だけを住民に減らしても、無投票や議員のなり手不足という問題の根本的な解決にはつながりません。議員定数は一度削減すれば、容易に元に戻すことはできないと思います。先ほどあとで戻せばいいかというご意見もあったんですが、やはり削減してしまえば、なかなかそれを増やすという意見はなかなかまとめるにくいという風に考えます。十分な検証や議論を経ないまま 10 人まで減らすのではなくて、まず 11 人として議会の機能を維持しながら、より多くの町民が立候補しやすい。環境を整えるための改革に取り組むことが先だというふうに考えます。以上の理由から議員定数を 11 人にすべきと考えております。

○議長

以上です。はい。次に原案に賛成の方の討論ございませんでしょうか。はい。8 番原田勝議員。

○原田勝議員

議員定数を 12 名から 10 名とする提案に対し、賛成の立場から討論をさせていただきます。今回の議案は、単に議員定数を 2 名減らすというだけの議案ではありません。私は、本件は、これまで大木町議会が進めてきた改革を、これからの議会へ確実につなげていくための極めて重要な判断であると考えています。先ほど中島和正議員が発言されたように、議会改革の一環として様々な取り組みに着手してきました。これらはわずか数年前の大木町議会から考えれば大きな変化であります。私はこれからの改革を 11 名だからできたのではなく、議員一人ひとりが責任を持って取り組んだからできたのだと考えています。ここが今回の議員定数 10 名という議案を考える上で、最も重要であります。議員定数を減らすことそのものを目的にするものではありません。限られた人数だからこそ、一人ひとりの議員がより責任を持ち、積極的に町政に向き合う。そして議会全体としてより質の高い議論を行う。これからの大木町議会にはその姿勢が必要なのではないのでしょうか。定数を 10 名にすることに不安を感じる方がおられることも理解しています。議員の数が減れば、多様な町民の皆さんの意見を取り上げることができなくなるのではないか、議会の監視機能が弱くなるのではないか、そうした心配があることも十分承知しています。重要なのは、何人いるかではなく、その一人ひとりがどれだけの町民の声を聞き、どれだけの責任を持って議論し、どれだけの町政と向き合うかということです。議員 10 名でも 10 名全員が責任を果たせば、議会は十分に機能します。私は今回の定数 10 名への削減は、議会を弱くするための改革ではな

く、議員一人ひとりの責任をより重くして、議会そのものを強くする改革であると考えています。11名の議員で議会改革を進めてきた今、ここでこれまで通り12名で良いとするのか、それともこれまでの改革を一步前に進め、大木町議会は本気で変わったという、意志を示すという形で町民の皆様に示すのか。定数を12名から10名にすることは、議員自ら身を切るという単純な話ではありません。町民の皆さんから負託を受けて、議会に立つ者として自分たちの組織のあり方を自分たち自身で見直し、より少ない人数でもより質の高い議会を作っていくという覚悟を示すものです。そして、今回、定数削減によって生まれ変わる変化を、単なる2名削減で終わらせてはなりません。議員10名という新しい体制の中で、議会改革をさらに進め、情報公開を進め、町民との対話を進め、議会の政策立案能力を高め、執行部に対する監視機能をさらに強くしていく。その責任を私たちは負わなければなりません。私は今回、10名への削減はその責任を果たすための一つの舞台であると確信しています。そして何より、今期の私たちは議会改革を言葉だけでは終わらせてはなりません。議会の情報発信を変えました。町民の声を聞く仕組みを作りました。議会を見てもらう仕組みを作りました。子どもたちに議会を知ってもらう取り組みも始めました。議会そのものを町民の皆様に開かれたものへと変えてきました。この改革の流れをここで止めてはならないと思います。12名から10名、これは単なる人数の変化ではありません。大木町議会がこれからの時代にふさわしい議会へと生まれ変わっていく、その意思を示すものであります。私たち

は町民の皆さんから選ばれ、町民の皆さんの負託を受け、この議場に立っています。だからこそ、町民の皆さんに対して、大木町議会は変わった。大木町議会はこれからも変わり続けると胸を張って言える議会でなければなりません。そのためにも、私たち自身が覚悟を示す必要があります。議員定数の削減はその覚悟の表れであります。これまでの議会改革をさらに前へ進め、より責任ある議会、より開かれた議会、そして町民の皆さんから信頼される議会を次の世代へ引き継いでいくためにも、私は本議案に賛成することを明白に表明します。議員各位におかれましては、この議案が単なる2名の削減ではなく、これからの大木町議会のあり方を決める重要な議案であることをご理解いただき、賛同いただきますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長

次に、修正案に賛成の方の討論はございませんでしょうか。はい。徳永卓也議員。

○徳永卓也議員

私は議員定数を10人とする原案には反対し、11人とする修正案に賛成の立場から討論いたします。これまで大木町議会では、町民の皆様に、もっと議会を身近に感じてもらいたい、議会で何が話し合われているのか、もっと分かりやすく伝えたいという思い

で、様々な議会改革に取り組んできました。議会だよりについても、ただ議会の内容を伝えるだけではなく、議員一人ひとりの発言や活動が見えるように工夫してきました。また、傍聴者の声を掲載し、実際に議会を見ていただいた町民の声を届ける取り組みも行っております。一般質問で執行部から「検討します」と答弁があったものについても、その後どうなったのかを確認する追跡リポートを制度化しました。質問して終わり、答弁して終わりではなく、その後どうなったのかまで議会としてしっかり確認していく。私はこうした積み重ねが、町民から信頼される議会につながっていくものだと思っております。さらに議会終了後には、できるだけ早く町民の皆さんへ情報を届けるため、議会速報の電子化を発行しています。議会モニター制度、傍聴手続きの簡素化、議会動画のインターネット配信、そして主権者教育など、少しずつではありますが、議会を身近に感じてもらうための改革を進めてきました。こうした取り組みは、誰か一人の力でできたものではありません。現在の11人の議員が、それぞれ違った立場、違った考えを持ちながら、意見を出し合い、議論を重ねてきたからこそ実現できたものだと思っております。今回、議員定数を12人から10人に減らすということですが、私はたった2人減るだけとは考えていません。議員が1人減れば、その分議会の中に持ち込まれる町民の声も、考え方も視点も少なくなる可能性があります。それが2人削減となればなおさらです。大木町には、子育てをしている方、高齢者、農業や商工業に携わる方、福祉や教育に関わる方など、様々な立場の町民がおられます。そうした幅広

い町民の声を議会に届けるためにも、私はできるだけ多様な立場の議員が議論に参加することが大切だと考えています。また、議員が減れば、一人ひとりが担う仕事や責任も当然大きくなります。議会の仕事は、行政から出された議案に賛成か反対かを決めるだけではありません。町民の声を聞き、その声を行政に届ける。行政が行っていることをしっかりチェックする。そして、町の将来について議員同士で議論し、より良い大木町を作っていく。それが議会の大切な役割だと思っております。私は議員定数を減らすことそのものが議会改革だとは思っていません。本当の議会改革とは、議員が町民の声をもっと聞き、もっと議論し、その結果を町民にきちんと伝えていくことではないでしょうか。これまで 11 人で取り組んできた議会改革を、ここで後退させるのではなく、これからさらに前へ進めていく。そのためにも現在の 11 人という体制を維持することが、大木町議会にとって必要だと私は考えます。議員を減らすことよりも、議員一人ひとりがこれまで以上に町民の中へ入り、声を聞き、議論していくことが大事だと考えております。そして、町民の皆さんから「大木町議会が必要だ」「議員がいてよかった」と思っただけの議会を作ること、私はそこに力を注ぐべきだと考えています。以上の理由から、私は議員定数を 11 名とする修正案に賛成いたします。議員各位のご賛同をお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長

議員定数の問題は、私たち議員にとって身近であり、最大の重要な課題でもあります。長い間の懸案事項でもありますし、極力多くの方の意見を拝聴したいというふうに思います。原案に賛成の方の討論はありませんか。はい、田中議員。

○田中一成議員

私は、議員定数を10名とする本条例改正案について、賛成の立場から討論いたします。本町では、町議会議員選挙が前回、前々回と2回続けて無投票となっております。選挙は、町民の皆様が議会や議員について知り立候補者の考えや政策に耳を傾け、そして自らの意志を一票に託す大変重要な機会であります。しかし、無投票が続けば、町民が候補者の政策や考え方を比較し、議員を選択する機会そのものが失われます。結果として、議会や議員に対する町政の関心が薄れていくことも懸念されます。地方議会は二元代表制の一翼を担い町の重要な政策や予算、条例などを最終的に議決するとともに、町の行財政運営を監視し、必要な政策提言を行うという重要な役割を担っています。そして、議員一人には、その議会の一員として町民の声を受け止め、町政に反映させるために努力することが求められています。選挙は、立候補者がこうした議員としての役割を担うにふさわしいかどうかを町民の皆様判断していただく大切な機会でもあります。そうした意味からも、町議会議員選挙が長期間にわたって行われていない現状は、大木町議会として重く受け止めるべき課題の一つであると考え

えます。もちろん、議員定数を削減すれば、必ず選挙になるというものではありません。また、議員定数は単に選挙をするためだけに決めるものでもありません。議会として行政を十分に監視できるのか、委員会活動を適切に行えるのか、そして多様な町民の声を町政に反映できるのか、こうした議会機能を十分に考慮した上で、適正な定数を判断する必要があります。そのことを踏まえた上でも、これまで定数 12 名のもとで 2 回続けて無投票となった事実を考えれば、現在の定数について見直す時期に来ていると私は考えます。今回、定数を 1 名削減して 11 名とするのか、2 名削減して 10 名とするのかについては、私自身、非常に難しく悩ましい判断でありました。しかし、先ほど発議者から提案理由として説明がありましたように、近隣自治体の状況を見ますと、大川市では定数 12 名への見直しが行われています。また、議員 1 人当たりの住民数で比較しますと、同じ地区の大刀洗町が 1353 人、広川町が 1453 人であり、本町を 10 名とした場合には 1345 人、これは令和 8 年 8 月 1 日現在の住民基本台帳のデータによるものを参考にしたものであります。これらの自治体とおおむね同程度となります。こうした比較から見ても、定数 10 名が直ちに議会機能を損なうものではないと考えます。一方で、定数を削減する以上、議員一人ひとりがこれまで以上に責任を持って町民の声を聞き、調査研究や政策提言、行政監視に取り組むことが必要になります。定数削減は、単に議員の数を減らせばよいというものではなく、むしろ議会全体として、その役割の責任をこれまで以上に果たしていく覚悟が問われるものだと考えます。また、私

自身、議員定数について、町民の皆様の声をお聞きする中でも、定数を削減した方がよいという意見を多く耳にしてきました。議会が実施したアンケートにおいても、64%の方が議員定数を減らすべきと回答されています。もちろん、この数字だけをもって定数を決定すべきではありません。しかし、町民の皆様が現在の議員定数をどのように受け止めているのかを示す一つの重要な指標として、議会は真摯に受け止める必要があると考えます。人口減少が進み、無投票が続いている中であって、議会自身もそのあり方を見直し、議会は町民から信頼を得られる存在であり続けなければなりません。今回12名から10名へ2名削減するという、明確な見直しを行うことは、町民の声に応えるとともに、議会自らが改革に取り組む姿勢を示すことにもつながるものと考えます。以上の理由から、私は議員定数を10名とする本条例改正案に賛成いたします。以上です。

○議長

次に、修正案に賛成の方、討論はありませんか。はい、5番深町敏生議員。

○深町敏生議員

私は、定数11名の方の賛成で討論させていただきます。1つは、先ほど益田議員の方からの資料で説明がございましたとお

り、全国 926 町村の中で、大木町の人口と匹敵するところで、63 町村がございまして、その中で議員数を調べると 13 人という形であっております。あえてその確かに 10 名になっている町村もございます。5 / 63 であります。大木町において、あえてそこまで減らす理由が私には見出せませんでした。むしろ 11 名で、活動したこの約 3 年間の評価をまだ町民の方から受けてないという事で、受けてからでも遅くはないというふうに、10 名にした場合です。というふうに私は思っております。2 つ目が、やはり 3 人寄れば文殊の知恵ということわざが昔からあります。外国でも 2 ヘッズ・ベター・ザ・1 と、2 つの頭は 1 つよりも優れているということがあるように、1 人でも多い知恵があるとするならば、そういう知恵が大きな力になってくるというふうに思っております。この多様化する現代社会におきまして、大木町もいろんな、課題を抱えている中で、1 人でも多くの議員が町民のニーズを的確に把握して、二元代表制である議会側において、遺憾なく力を発揮できる体制を私は維持していくべきだと今は思っております。3 つ目が、今何が一番大事なんだろうという視点でありますけれども、議員の中で 5 名が新人で立候補いたしました。不安の中で落選したらどうしようとか、眠れない日が私はありましたし、他の方もそうじゃなかったでしょうか。そしてまた、ベテラン議員の皆さんも昔はそうではなかったでしょうか。来年 4 月には私たちと同じような気持ちで立候補を決断して議員を目指される方が、私はおられるというふうに確信をしております。そのような議員に挑もうとする方が手を上げやすい道を作ること

も現議員、町民の皆様に託されているのではないのでしょうか。一人でも多い議員定数 11 名にして新人候補の挑戦を待ってもいいのではないのでしょうか。皆さん、見てください。議員席 3 列あります。これがもう 2 列になるんですよ。これはやっぱり座る席があっても空いていくことに、眠ることを惜しんで頑張って、この 3 年間、3 年半、皆さんもやってきてあったと思いますが、これを本当にやるせない気持ちでありまして、11 名、今の現体制で頑張ってきたことを、誇りを持って町民の皆さんの判断や評価を、私は受けてからでも 10 名は遅くないというふうに思っ
て、11 名で賛成の立場で意見を述べさせていただきました。以上です。

○議長

最後になりましたけど、原案に賛成の方、ご意見ございますか。
じゃあ総じて。

○益田隆一議員

はい、すみません。執行部の皆さん大変お待たせいたしました。
これで最後になるかと思います。実はこういったふうに資料を用意していたんですが、あえてもう出しません。こういう資料というのは、作ろうと思ったら 3 分、5 分でできる話であって、感情論で述べるのではなくて、今回問われているというのは、私たち

がいかにより痛みを受け入れて、どこまで変われる覚悟を示せるのか。私はそこが問われているのではないかと思います。今後、議員の仕事の責任が増えていくことになりまして、仕事量が増えるために人数で補うという考えというのは、これまでの仕事のやり方をそのまま続けることが前提になっているのではないかと考えます。旧態依然とした仕組みを人数で支えることが本当の議会改革論なんだろうかと。一番大切なのは、私たち議員自身が努力して学んで時代に合わせて進化していくことが大事であると考えます。先ほど皆さんから色々出ていました町民の声が聞きづらいと聞き取りにくくなるのではないかと。こういったのはAIやDXを活用することによって自身の仕事を減らして、生まれた時間を町民との対話に費やすことができる話であって、自らの努力が抜けているのではないのかと感じてしまいます。人数で仕事量を補う前に、私たち一人ひとりが、仕事の質とスピードを高めて議員としてバージョンアップしていかななくてはならない。かつては自分はガラケーしか使わないって言っていた人が時代の流れの中でスマートフォンを使うようになって、そしてスマートフォンというデバイスでさえ将来は何になるかわからない。こういった社会がこれだけ変化している中で、議会だけが昔の道具、昔のやり方、昔の考え方でいいわけがないと私は思っております。変化を拒むのではなくて、変化に対応すると、その努力を続けることこそ、議会改革だと私は思っています。これが最後ですかね。はい、一応これで終わらせていただきたいと思います。

○議長

総じて、一人、はい。中島議員。

○中島宗昭議員

どちらも聞いても、どちらも正しくて正しくない。と言いますのも、私としては、今までの流れの中で話を聞いていて、みんな思いが一生懸命ありますが、感想として、実は自分の今 16 年目の流れとして 4 回選挙ありました。でも、1 回だけ選挙はありましたが、全部、もう 4 回とも無投票と同じような状況です。と言いますのもこういうことな人のこと言ったらいかんと思うが、こういった人がちょっと立候補するようだから、ちょっと誰かを引っ張ってきて、というような、そういった工作とか、いろんなことがあっていたんですよね。ですから、前回も今 12 名、今 11 名ですけど、本当 11 名だったかもわかりません。そういった状況の中で本当にずっと今まで定数に関しては、だいたい減という感じの状況になってきたと思います。ですから、そういった中で、前期の時には、一般の審査、予算審査、決算審査も全員でやりました。この議場で。それぞれ、全員でやればいっぱいいろいろな意見が出ます。自由に。6 人で出すよりも 10 人で出すと。そういった形できちんと審査もやってきたと思います。そういったことを考えれば、10 人でもいいのかなと。それから人口割での定数とか、そういったこともあります。私今までやってきた中では 10 人の定数でいいと思っておりますし、これが例えば 9 人、8

人になっても議員がだんだん減ってくるような今、この環境、大木町だけじゃなく、社会環境がそういった形に無関心になっていることと、それからやっぱ経済的にやっぱ若い人たちに出られる。でも住民はみんな若い人を出せ、若い人を出せと言うけど、若い人に今の報酬では出られない。やっぱり出たくない。そして言われるのは、もう前から議員はなんしょつとかと。そういった感じしかないから、なかなか出ては、出にくい環境にあるのはその辺にあると思います。社会環境の方で。だから今度は、そういったことはどうでもいいですが、もう 10 名 ことで議論に賛成したいと思います。

○議長

以上、皆さんの意見を拝聴したいと思いますが、他にございますか。

討論なし

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。お諮りいたします。これより採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

ご異議なしと認めます。まず、発議に対する益田富啓議員、深町敏生議員から提出されました。修正案について採決いたします。修正案は、本町議会議員の定数について、12人を11人に改めるものであります。

日程第5、発議第3号大木町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定については、修正案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立少数です。したがって修正案は否決されました。次に、発議第3号の原案について採決いたします。原案は、本町議会議員の定数について、12人を10人に改めるものであります。日程第5、発議第3号大木町議会の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、発議第3号、本案は原案のとおり可決されました。ありがとうございました。お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。本日はこれにて延会します。

9月4日午前9時30分にお願いします。お疲れ様でございました。ありがとうございました。

延会 16時 50分